

指導基準(施設編)目次

[児童福祉施設関係]

I 施設運営

1 施設の運営管理体制

- (1) 定員の遵守
- (2) 管理規程の整備
- (3) 施設運営に必要な帳簿の整備
- (4) 苦情解決体制

2 必要な職員の確保

- (1) 職員の適正配置
- (2) 職員の専従
- (3) 施設長
- (4) 資格を有する職員の配置
- (5) 職員研修

3 施設の安全・衛生

- (1) 施設整備
- (2) 清掃及び害虫駆除
- (3) 安全確保
- (4) 水質検査
- (5) レジオネラ症防止対策
- (6) 調理員等の検便検査

4 災害対策

- (1) 防火管理
- (2) 安全計画の策定等
- (3) 業務継続計画の策定等

5 その他

- (1) 秘密保持
- (2) 地域との連携
- (3) 防犯

II 就業規則等の整備及び運用

1 就業規則

- 2 育児・介護休業規定
- 3 非常勤職員就業規則
- 4 給与規程及び職員給与
 - (1) 給与規程
 - (2) 初任給格付け
 - (3) 諸手当
 - (4) 社会保険・源泉徴収事務

III 職員処遇

1 労働基準法に基づく協定等

- 2 職員の人事管理
- 3 職員の安全管理体制
 - (1) 衛生管理者等
 - (2) 健康診断
 - (3) 車両の安全管理
- 4 その他

IV 児童養護施設利用者関係

V 保育所利用者関係

本指導基準においては、関係法令および通知等を略称して次のように表記する。

関係法令及び通知等	略称
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	県条例
保育所への入所の円滑化について（H10. 2. 13児保第3号）	円滑化通知
児童福祉行政指導監査の実施について（H12. 4. 25児発第471号）	監査通知
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（H12. 6. 7児発第575号）	苦情解決通知
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（H28. 8. 23府子本第571号）	留意事項通知
保育所保育指針（H29. 3. 31厚生労働省告示第117号）	保育指針
社会福祉法	社福法
社会福祉法人指導監査ガイドライン（H29. 4. 27雇児発0427第7号）	ガイドライン
社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（S47. 5. 17社庶第83号）	施設長通知
社会福祉施設の資格要件について（S53. 2. 20社庶第13号）	資格要件通知
児童福祉法施行規則	法施行規則
保育所設置認可に係る行政指導指針	県行政指導指針
保育所設置認可に係る審査基準	県審査基準
労働安全衛生規則	労安衛規則
社会福祉施設における衛生管理について（H9. 3. 31社援施第65号）（別添）大量調理マニュアル	大量調理マニュアル
児童福祉施設等における児童の安全の確保について（H13. 6. 15雇児総発第402号）	安全確保通知
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（H28. 9. 15 雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号）	防犯安全確保通知
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（H8. 7. 19社援施第116号）	衛生確保通知
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（H11. 11. 26社援施第47号）	レジオネラ症防止対策通知

関係法令及び通知等	略称
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて（平13社援基第33号）	レジオネラ症防止対策マニュアル
循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアルについて（平成13. 9. 11. 健衛発第95号 平成27. 3. 31健衛発0331第7号改正）	レジオネラ症防止マニュアル
消防法施行令	消防施行令
消防法施行規則	消防規則
社会福祉施設における防災対策の強化について（S58. 12. 17社施第121号）	防災対策強化通知
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害防止法
社会福祉施設における防火安全対策の強化について（S62. 9. 18社施第107号）	防火安全対策強化通知
社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（S55. 1. 16社施第5号）	地震防災応急計画作成通知
児童福祉法	児福法
神奈川県暴力団排除条例	県暴力団排除条例
保育所の設置認可等について（H12. 3. 30児発第295号）	設置認可通知
保育所登所に係るバス等の有償運送の取扱について（H9. 6. 27児保第14号）	有償運送取扱通知
労働基準法	労基法
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	雇用安定法
男女雇用機会均等法	雇用機会均等法
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（H18厚生労働省告示第615号）	セクハラ・マタハラ指針
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	労働施策総合推進法
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（R2厚生労働省告示第5号）	パワハラ指針
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育児介護休業法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	パートタイム・有期雇用労働法

関係法令及び通知等	略称
最低賃金法	最賃法
健康保険法	健保法
労働災害補償保険法	労災保険法
労働安全衛生法	安衛法
職場における腰痛予防対策の推進について（H25. 6. 18基発0618第4号）	腰痛予防対策通知
道路交通法	道交法
公益通報者保護法	公益通報者保護法
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	マイナンバー法
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（H27. 11. 11厚生労働大臣決定）	障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン
保育所における嘱託歯科医の設置について（S58. 4. 21児発第284号）	歯科医設置通知
児童虐待の防止等に関する法律	虐待防止法
保育所における感染症対策ガイドライン（H30改訂版）厚生労働省	感染症ガイドライン
保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（H30. 3. 30子保発0330第2号）	保育指針留意事項通知
「教育・施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起（H29. 12. 18内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）	重大事故防止策有識者会議事務連絡
神奈川県内の認可外保育施設における児童死亡事案に係る検証報告書（H30. 9）	県児童死亡事案検証報告書
児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（R2. 3. 31子発0331第1号）	食事提供通知
保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取り組みの推進について（H16. 3. 29雇児保発第0329001号）	食育通知
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）	アレルギーガイドライン

関係法令及び通知等	略称
社会福祉施設等における食品の安全確保等について（H20. 3. 7雇児総発第0307001号）	食品安全確保通知
児童福祉施設等における衛生管理の強化について（S39. 8. 1児発第669号）	衛生管理強化通知
社会福祉施設における保存食の保存期間等について（H8. 7. 25社援施第117号）	保存食通知
社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について（H8. 6. 18社援施第97号）	食中毒事故発生防止通知
保育所における調理業務の委託について（H10. 2. 18児発第86号）	調理委託通知
保育所における食事の提供について（H22. 6. 1雇児発0601第4号）	保育所食事提供通知
保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（H30. 4. 27子発0427第1号）	保育所水遊び等事故防止徹底通知
児童福祉施設における事故防止について（S46. 7. 31. 児発第418号）	事故防止通知
特定教育・保育施設等における事故の報告等について（H29. 11. 10府子本第912号29初幼教第11号子保発1110第1号子子発1110第1号子家発1110第1号）	事故報告通知
児童福祉施設最低基準の一部改正について（H14. 12. 25. 雇児発第1225008号）	児童福祉施設最低基準通知
保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について（H10. 4. 9児発第305号）	保母配置基準通知
保育所における短時間勤務の保育士の導入について（H10. 2. 18児発第85号）	短時間勤務保育士導入通知
夜間保育所の設置認可等について（H12. 3. 30児発第298号）	夜間保育所設置認可通知
夜間保育所の設置認可等の取り扱いについて（H12. 3. 30児保第15号）	夜間保育所設置認可取扱通知
保育所分園の設置運営について（H10. 4. 9児発第302号）	分園設置運営通知
保育所の設置認可について（H12. 3. 30児発第295号）	保育所設置認可通知

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>〔基本的な考え方〕</p> <p>○ 指導基準の運用に関しては、次の事項に留意することとする。</p> <p>「指摘事項に関する判定の基本的な考え方について」（以下、「判定の考え方」という。）に定める文書指摘、口頭指摘については、判定の考え方に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。 ・指摘基準に該当しない場合であっても、施設運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、運営主体が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。 ・上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要である、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等施設運営の適正を確保するために必要と判断する場合、文書指摘を行うことができること。 <p>○ 指導監査を行うに当たっては、以下に定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、運営主体に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該運営主体に対して行う指導については、次のとおりとする。</p> <p><指摘基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。 ・上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要である、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等、施設運営の適正を確保するために必要と判断する場合、文書指摘を行うことができること。 ○ 内部規程が法令、通知若しくは定款等に違反する場合又は当該規程が運営主体の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。 					
I 施設運営					
1 施設の運営管理体制					
(1) 定員の遵守					
① 定員を遵守しているか。	県条例第17条第1項(2)、第2項(6) 円滑化通知1(1) 監査通知別紙12-(2)-第1-1-保-(4)	○ 定員管理に改善が必要な点がありました。	・定員を遵守していない。 (保育所：連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上)	B	
(2) 管理規程の整備					
① 管理規程（施設運営規程等）が整備されているか。 入所者の処遇に関する事項及びその他施設の管理についての重要事項について規程を設けなければならない。	県条例第17条	○ 管理規程（運営規程等）を整備してください。	・管理規程が整備されていない。	A	管理規程（運営規程等）が未整備でした。
<児童福祉施設内部の規程に記載する項目> (保育所以外) ・入所する者の援助に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項 (保育所) ・施設の目的及び運営の方針・提供する保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・保育の提供を行う日、保育時間及び保育の提供を行わない日 ・保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額・乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ・施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他施設の運営に関する重要事項	県条例第17条	○ 管理規程の内容が、実態と相違しているので改善してください。	・管理規程の内容と実態が相違している。	B	
(3) 施設運営に必要な帳簿の整備					

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
① 施設運営に必要な帳簿（諸記録）は整備されているか。職員、財産（設備）、会計（収支）及び入所者等の処遇を明らかにする帳簿（諸記録）を備える必要がある。	県条例第18条	○ 施設運営に必要な関係帳簿を整備してください。	・帳簿が全く整備されていない又は重要な帳簿が整備されていないために法人・設備の運営確認に支障が生じているあるいは生じるおそれがある。	A	施設運営に必要な関係帳簿に未整備なものがありました。
		○ 施設運営に必要な職員の関係帳簿（財産関係帳簿、会計帳簿、入所者処遇関係帳簿等）を整備してください。	・施設運営に必要な帳簿が一部整備されていない。	B	
（4）苦情解決体制					
① 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取り組みが行われているか。社会福祉事業の経営者は、常にその提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。	県条例第20条第2項 社福法第82条 ガイドラインⅢ-4-(4)-2	○ 苦情解決のための手続き等を明確にするとともに第三者委員を設置するなど、苦情解決体制を整備してください。	・苦情解決に対する取り組みが全く行われていない。	A	苦情解決体制が整備されていませんでした。
苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなくてはならない。	県条例第20条第1項 苦情解決通知1	○ 苦情解決体制に関する要綱を整備してください。	・苦情解決体制に関する要綱を整備していない。	B	
② 苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知など	苦情解決通知2、3	○ 苦情解決の第三者委員を選任し、利用者等への周知を図ってください。	・苦情解決の第三者委員を選任していない。	A	第三者委員が選任されていませんでした。
		○ 第三者委員は複数選任することを検討してください。	・第三者委員を複数選任していない。	C	
		○ 苦情解決の第三者委員に、公平・中立な立場の人を選任してください。	・第三者委員に公平・中立な立場の人が選任されていない。法人の理事、利用者の家族、オンブズマン等が選任されている。 ※（第三者委員の例示） 評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など	B	
		○ 苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となるよう、要綱の改正等を検討してください。	・苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となっていない。	B	
		○ 苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布するとともに、わかりやすい場所にポスターを掲示するなど、周知を図ってください。	・苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布していない。わかりやすい場所にポスターを掲示するなどの周知を図っていない。	B	
		○ 苦情解決体制において、第三者委員を設置しているが、第三者委員の氏名、連絡先等について、施設内の掲示、パンフレットの配布等により、利用者への周知を図ってください。	・苦情解決体制の第三者委員の氏名、連絡先等を利用者へ周知していない。	B	

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
③ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情解決通知3(5)	○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録してください。	苦情の内容等を記録していない。	A	苦情の内容等を記録してください。
2 必要な職員の確保					
(1) 職員の適正配置					
① 職員の配置を適正に行っているか。 利用者に対して適切な処遇を行うため国の基準・県基準に定める職員を確保する必要がある。また、入所施設については、基準数の夜勤職員（直接処遇職員）の配置も必要となる。	県条例第27、46、57、64条他	○ 基準に定められた職員（各種職員、夜勤者等）を配置してください。	・各基準に基づいた各種職員や夜間に直接処遇職員を配置していない。	A	職員の配置が不足している点がありました。
(2) 職員の専従					
① 施設職員は専ら当該施設の職務に従事しているか。 ア 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ一部職員を兼務することができる。 （ただし、入所者の居室、各施設の特有設備、入所者の保護に直接従事する職員には適用しない） イ 保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、共用・兼務ができる。	県条例第8条第1項、第2項 県条例第8条第2項	○ 直接処遇職員が他の社会福祉施設（同一敷地内に設置された施設を含む）の兼務職員となっているので、改善してください。 ○ ・保育所と併設した他の社会福祉施設において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行うにあたって、必要な職員の配置、必要となる面積の確保ができていないので改善してください。	・施設職員が専ら当該施設の職務に従事していない。 ・共用・兼務の実施に当たって、必要な要件を満たしていない。	A	直接処遇職員が他施設と兼務になっていました。
			＜要件＞ ①児童発達支援事業所等との併設・交流について ・保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要な職員が配置されていること ・交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。 ②児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について 保育所等のサービスの対象である乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と保育所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、①で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支えない。	A	各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行うにあたっての要件を満たしていませんでした。

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(3) 施設長</p> <p>① 資格要件を満たした施設長が配置されているか。</p> <p>②</p> <p>③ 施設長は専任となっているか、やむなく兼務している場合、施設運営管理に支障が生じない体制となっているか。</p>	<p>施設長通知 資格要件通知 県条例第29条、37条、58条、92条、100条 留意事項通知 別紙2 III 2</p> <p>法施行規則第37条第6項</p> <p>社福法第66条</p>	<p>○ 施設長が欠員となっているので早急に改善してください。</p> <p>○ 施設長が資格要件を満たしていないので改善してください。</p> <p>○ 施設長の変更届を速やかに県に提出してください。</p> <p>○ 施設長が兼務となっているが、業務に支障があるので改善してください。</p> <p>○ 施設長が兼務となっているが、一部業務に支障があるので改善してください。</p>	<p>又え無い。</p> <p>保育所と上記及び上記以外の社会福祉施設において、共用・兼務が可能となる各施設に特有の設備・専従の人員及びその際の留意事項は「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（令和4年12月26日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」別紙の参考①、②を参照すること</p> <p>・施設長が欠員となっている。</p> <p>・施設長が資格要件を満たしていない。</p> <p>・施設長の変更を届出していない。</p> <p>・施設長が兼務となっているが、管理運営体制がとれていない。</p> <p>・施設長が兼務となっているが、一部業務に支障がでている。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>施設長が未配置でした。</p> <p>施設長の資格要件が満たされていませんでした。</p> <p>施設の変更が適切でありませんでした。</p> <p>施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
④ 施設長は運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携等施設長としての職責を十分果たしているか。	県条例第34条他	○ 施設長が職責を十分果たしていないので、改善してください。	・施設長による施設の運営管理上問題が生じている。	A	施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。
			・施設長による施設の運営管理上問題が生じている（軽微な場合）。	B	施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。
(4) 資格を有する職員の配置					
① 資格を要する職種については、各施設毎の資格要件を満たした職員となっているか。	県条例第59条他	○ 資格を要する職種に資格要件を満たす職員を配置してください。	・資格を有する職種に資格要件を満たす職員を配置していない。	A	資格要件を満たされていない職員がいました。
②	県条例附則11	○ 保健師又は看護師を保育士として配置する場合は、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保してください。	・保健師又は看護師（以下、「看護師等」という）を1人に限り、保育士とみなすことができる。准看護師は不可。 ・乳児の数が3人以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。	B	
		・保育所での勤務が概ね3年未満の看護師等に対して、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修を修了させてください。	・保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修の修了が必須。	B	
	県条例附則14～17	○ 基準に定められた職員（資格要件を満たす職員）を配置してください。	・保育士とみなす職員（幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭）が、各時間帯で1/3を超えて配置されている。	A	職員の配置に不足している点がありました。
	県行政指導指針附則2	○ 幼稚園教諭（及び小学校教諭）は、保育する児童の年齢に配慮してください。	・幼稚園教諭及び小学校教諭は、次の年齢の児童を中心に保育しているか。 (1) 幼稚園教諭については、3歳以上児 (2) 小学校教諭については、5歳児	C	
	県行政指導指針附則4	○ 資格を要する職種に資格要件を満たす職員を配置してください。	・職員配置に係る特例について、過去3年間の指導監査において勧告や改善命令等を受けている保育所については、本則どおり職員を配置しているか。	B	

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ <保育所> 保育士が複数配置されているか。</p> <p>④</p> <p>(5)職員研修</p> <p>① 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。</p> <p>職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>研修報告書を作成しているか。 *報告書を作成することにより情報を共有し出席職員以外の者についても資質向上を図る</p>	<p>県条例第46条第2項</p> <p>県条例附則14～17 県審査基準附則2</p> <p>社福法第90条第1項 保育指針第5章-4-(1) 児童養護施設運営指針 乳児院運営指針 児童自立支援施設運営指針</p> <p>県条例第7条第2項</p> <p>県行政指導指針附則</p> <p>県行政指導指針附則</p> <p>指導</p>	<p>○ 保育従事者のうち、保育士が複数配置されていない時間帯があるので、複数の保育士を配置してください。</p> <p>○ 保育従事者のうち、保育士が配置されていない時間帯があるので、保育士を配置してください。</p> <p>○ 研修計画を作成してください。</p> <p>○ 職員の資質向上を図るため研修を実施してください。</p> <p>○ 研修の実施が不十分であるので、職員の資質向上を図るため効果的に実施してください。</p> <p>○ 研修報告書を作成してください</p>	<p>・保育士として子育て支援員を置く場合は、「地域保育コースの地域型保育」を終了した者か。</p> <p>・保育士が複数配置されていない時間帯がある。</p> <p>・朝夕等児童が少数となる場合の緩和措置（1名を家庭的保育者又は子育て支援員とすることができる）の時間帯に保育士がいない。</p> <p>・職員研修の計画を作成していない。</p> <p>・職員の研修を実施していない。</p> <p>・職員研修の実施が不十分である。</p> <p>・保育に従事したことのない幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭に対して、知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修を修了するよう努めていない。</p> <p>・知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に対して、保育士資格の取得を促していない。</p> <p>・研修報告書を作成していない。（受講職員以外の職員への情報共有を行っていない）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>保育士が複数配置されていない時間帯がありました。</p> <p>保育士が配置されていない時間帯がありました。</p>
<p>3 施設の安全・衛生</p> <p>(1)施設設備</p> <p>① 施設設備は、各施設の基準に適合し、適正に整備されているか。 利用者が良好な環境のもとで生活を営むため、各法令で定められている建物の設備基準を確保しているか。</p> <p>② 設備の使用内容を変更していないか。 使用内容の変更によって設備基準に不適合となっていないか。</p>	<p>県条例第5条第5項、25、44、56条他</p> <p>県条例第5条第5項、25、44、56条他 社福法第63条</p>	<p>○ ○○施設最低基準に基づき○○を設けてください。</p> <p>○ 施設変更届の手続きを行ってください。</p>	<p>・施設最低基準に基づいた設備を設けていない。</p> <p>・施設の変更手続きを行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
(2) 清掃及び害虫駆除					
① 施設内外の日常清掃のほか大掃除を6か月以内ごとに1回定期的、清掃及び害虫駆除を適切に行っているか。	労安衛規則第619条	○ 施設内外を清潔に保つとともに6か月以内ごとに1回大掃除を行ってください。	・施設内外を清潔に保つとともに年1回以上大掃除を行っていない。	B	
② ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上実施しているか。（発生確認時はその都度実施）	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②	○ 害虫等の駆除は半年に1回行ってください。	・害虫等の駆除を半年に1回行っていない。（発見時はその都度）	B	
ねずみ、こん虫の駆除の実施記録を1年間保管しているか。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②	○ 害虫等の駆除の記録を1年間保管してください。	・害虫等の駆除記録を1年間保管していない。	B	
(3) 安全確保					
① 施設内外の構造物、設備等の安全確保がなされているか。（児童福祉施設）	安全確保通知	○ ○○など施設内外の安全確保を行ってください。	・施設内外の安全確保を行っていない。	A	施設内外の安全確保について、強化すべき点がありました。
*施設設備の安全確保、近隣地域の危険箇所の把握、施設外活動における安全確認、不審者に対する体制、登下校時における安全管理などを確認する。	防犯安全確保通知	○ ○○など施設内外の安全確保が不十分なので改善してください。	・施設内外の安全確保が不十分である。	B	
(4) 水質検査					
① 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じているか。水道事業により供給される水以外の井戸水等を使用する場合には、公的検査機関等に依頼して年2回以上水質検査を行っているか。	県条例第13条 大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦	○ 飲料水の水質検査を実施してください。	・飲料水の水質検査を全く実施していない。	A	飲料水の水質検査が未実施でした。
		○ 飲料水の水質検査を定期的実施してください。	・飲料水の水質検査を定期的実施していない。	B	
② 水質検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講じているか。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦	○ 水質検査の結果、飲用不適となっているので適切な措置を講じてください。	・水質検査の結果に対して適切な措置を講じていない。	A	飲料水の水質管理において、適切な措置が講じられていませんでした。
水質検査結果を1年間保管しているか。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦	○ 水質検査の結果を1年間保管してください。	・水質検査の結果を1年間保管していない。	B	
③ 貯水槽の清潔を保持するため、年1回以上清掃しているか。	水道法施行規則第4章簡易専用水道第55条 大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧	○ 貯水槽の清掃を年1回以上実施してください。	・貯水槽の清掃を年1回以上実施していない。	A	貯水槽の清掃が未実施でした。
④ 有効容量10㎡を超える貯水槽の清潔を保持するため、専門の業者に委託して年1回以上清掃しているか。	大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧	○ 貯水槽の清掃を専門の業者に委託してください。10㎡以下はB	・貯水槽の清掃を専門業者に委託していない。	A	貯水槽の清掃の実施方法について、留意すべき点がありました。
貯水槽を清掃した証明書は1年間保管しているか。	水道法施行規則第4章簡易専用水道第55条 大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧	○ 貯水槽の清掃証明書を1年間保管してください。10㎡以下はB	・貯水槽の清掃証明書を1年間保管していない。	B	

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>病原性大腸菌等による感染症防止のため、飲用井戸及び受水槽により供給される飲用水について管理徹底を図っているか。</p> <p>⑤ <飲用井戸> 井戸水中の大腸菌群を検査すること</p> <p>⑥ <受水槽> 受水槽の水の残留塩素の有無について検査すること</p> <p>(5) レジオネラ症防止対策</p> <p>① 循環式浴槽等を使用している場合、レジオネラ症の防止のため浴槽水等の衛生状態の把握とマニュアルに添った対応がなされているかを確認する。</p> <p><毎日完全排水で使用する場合></p> <p>② 浴槽の清掃を毎日行っているか。</p> <p>月に1回以上の浴槽消毒を行っているか。</p> <p>浴槽水の水質検査を1年に1回以上行っているか。</p> <p><連日使用する場合></p> <p>③ 浴槽水を1週間に1回は完全換水しているか。</p>	<p>衛生確保通知</p> <p>レジオネラ症防止対策通知</p> <p>レジオネラ症防止対策マニュアル レジオネラ症防止マニュアル</p>	<p>○ 飲用井戸を設置しているため、大腸菌群の検査を実施してください。</p> <p>○ 受水槽の水の残留塩素の有無について検査してください。</p> <p>○ 循環式浴槽水等のレジオネラ属菌の数値が基準値を超えているのでレジオネラ症防止の対応を取ってください。</p> <p>○ 浴槽の清掃を毎日実施してください。</p> <p>○ 月に1回以上の浴槽消毒を行ってください。</p> <p>○ 浴槽水の水質検査を年1回以上実施してください。</p> <p>○ 浴槽水は1週間に1回完全換水してください。</p>	<p>・飲用井戸について、大腸菌群の検査を全く行っていない。</p> <p>・受水槽の水について、残留塩素の有無を全く検査していない。</p> <p>・循環式浴槽水等のレジオネラ属菌の数値が基準値を超えているが対応していない。</p> <p>・マニュアルに添った対応を行っていない。</p> <p><毎日完全排水で使用する場合></p> <p>・毎日浴槽の清掃を実施していない。</p> <p>・浴槽消毒を月に1回以上行っていない。</p> <p>・浴槽水の水質検査を年1回以上実施していない。</p> <p><連日使用する場合></p> <p>・1週間に1回完全換水していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>レジオネラ症防止策を行っていませんでした。</p> <p>浴槽を連日使用する場合の完全換水の回数が不足していました。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>完全換水後、消毒清掃を行っているか。</p> <p>④ 浴槽水の水質検査を1年に2回以上行っているか。</p> <p>浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合の水質検査は、1年に4回以上実施しているか。</p> <p><共通事項></p> <p>⑤ ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施しているか。</p> <p>ろ過器は、1週間に1回以上逆洗で汚れを排出しているか。</p> <p>水質検査の記録を3年間保管しているか。</p> <p>(6) 調理員等の検便検査 V 保育所利用者関係を参照</p>		<p>○ 完全換水後の消毒清掃を行ってください。</p> <p>○ 浴槽水の水質検査を年2回以上実施してください。</p> <p>○ 浴槽水が塩素消毒以外の場合水質検査を年4回以上実施してください。</p> <p>○ ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施してください。</p> <p>○ ろ過器は1週間に1回以上逆洗で汚れを排出してください。</p> <p>○ 水質検査の記録は3年間保管してください。</p>	<p>・完全換水後の消毒清掃を行っていない。</p> <p>・水質検査を年2回以上実施していない。</p> <p>・塩素消毒以外の場合、水質検査を年4回以上実施していない。</p> <p>・消毒を週1回以上実施していない。</p> <p>・週1回以上逆洗で汚れを排出していない。</p> <p>・水質検査の記録を3年間保管していない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>浴槽水の水質検査の回数が不足していました。</p>
<p>4 災害対策 (1) 防火管理 <防火対象物> 消防法施行令別表第1 (6) 項ロ ・老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p> <p>(6) 項ハ</p>	<p>消防法施行令別表第1</p>				

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>① 施設の管理権原者は、資格を有するものの中から防火管理者を選任し、防火管理に必要な業務を行わせているか。・・・収容人数30人以上（H21.4.1～令別表第1（6）ロについては収容人数10人以上※）</p> <p>消防署に防火管理者の届出を行っているか。</p>	<p>消防法第8条第1項 消防施行令第3条</p> <p>消防法第8条第2項</p>	<p>○ 防火管理者を選任し消防署へ届出してください。</p> <p>○ 防火管理者を消防署へ届出してください。</p>	<p>・防火管理者を選任していない。</p> <p>・防火管理者を選任しているが消防署へ届出していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>防火管理者が未選任でした。</p>
<p>② 防火管理者は消防用設備等の点検及び整備が義務づけられている。また、消防法第17条の3の3に消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務づけられている（法定点検）</p> <p><消防用設備の点検></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月に1回は自主点検が必要 <p>平成21年4月1日から消防法施行令の一部を改正する政令が施行され、スプリンクラーなどの消防用設備等の設置基準が変わりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回は消防署に点検結果を報告する。 ・危険物の管理 ・施設において使用する燃料（プロパンガス、灯油、重油等）の貯蔵場所、取り扱いについて、安全対策を行う。 	<p>消防法第17条の3の3 消防規則第31条の6</p>	<p>○ 消防用設備等の点検を実施してください。</p> <p>○ 消防用設備等の点検項目で誘導灯点検（消火器点検等）を行ってください。</p> <p>○ 消防用設備等の点検報告を行ってください。</p> <p>○ 消防用設備の故障について、修理等対応してください。</p>	<p>・消防用設備等の点検を全く実施していない。</p> <p>・消防用設備等の点検項目に漏れがある。</p> <p>・消防用設備等の点検報告を行っていない。</p> <p>・消防設備に故障等がある。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>消防用設備等の点検が未実施でした。</p>
<p>③ 消防計画を作成し、消防署へ届け出ているか。</p> <p>消防計画は、実情に応じて見直しを図っているか。変更後の消防計画は、消防署へ届け出ているか。</p> <p>避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められている回数実施しているか。</p>	<p>消防施行令第3条の2第1項 消防規則第3条第1項 消防施行令第3条の2第1項 消防規則第3条第1項</p>	<p>○ 消防計画を作成し、消防署へ届出してください。</p> <p>○ 消防計画を実態に合わせ変更してください。</p> <p>○ 消防計画を消防署へ届出してください。</p>	<p>・消防計画を作成していない。</p> <p>・実態に合わせた変更を行っていない。</p> <p>・消防署へ届出していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>消防計画が未作成でした。</p>
<p>④ ・児童福祉施設では、児童福祉施設最低基準により月1回以上、避難訓練と消火訓練を実施しなければならない。</p>	<p>県条例第12条第2項</p>	<p>○ 避難訓練及び消火訓練を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p> <p>○ 避難訓練及び消火訓練を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p> <p>○ 避難訓練（または消火訓練）を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p>	<p>・避難訓練及び消火訓練の未実施月がある。</p> <p>・避難訓練（または消火訓練）の未実施月がある。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>避難（消火）訓練の回数が不足していました。</p>
<p>⑤</p>					

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑥ 入所施設においては、夜間の災害発生は混乱が予想されることから、夜間における訓練も実施すること。 【夜間想定でも可】</p> <p>避難訓練について、消防署へ通知しているか。</p> <p>訓練結果の記録を整備しているか。 〈参考〉 ・消防計画に沿って、避難・消火・通報訓練が定期的に行われること ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・訓練結果については、毎回記録し、次回訓練等の参考にすること。 ・夜間又は夜間を想定した訓練をそのうち1回以上</p> <p>⑦ 消防署の立ち入り検査結果に対して適切に対応しているか。 消防署の立ち入り検査結果による指摘事項については、施設として速やかに改善を図っているか。</p> <p>⑧ 非常災害に関する具体的計画を立てているか。</p> <p>⑨ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>⑩ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施しなければならない。</p> <p>近隣住民、近隣施設との協力体制は取られているか。</p>	<p>防災対策強化通知 [夜間想定について] 監査通知別紙12(1)第2-3ウ</p> <p>消防規則第3条第11項</p> <p>消防法第4条</p> <p>県条例第12条</p> <p>水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2</p> <p>防火安全対策強化通知 防犯安全確保通知</p>	<p>○ 避難訓練(または消火訓練)を児童福祉施設最低基準に基づき月1回以上実施してください。</p> <p>○ 夜間(想定)の避難訓練を実施してください。</p> <p>○ 避難訓練及び消火訓練について、消防署への事前通報を行ってください。</p> <p>○ 避難訓練の実施記録を整備してください。</p> <p>○ 避難訓練の実施記録に記載漏れの無いようにしてください。</p> <p>○ 消防署の立ち入り検査結果に基づく改善を行ってください。</p> <p>○ 非常災害に関する具体的な計画を立ててください。</p> <p>○ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制連絡体制(障害者支援施設は連絡体制、以下同じ。)を整備してください。</p> <p>○ 非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。</p> <p>○ 避難確保計画を作成し、避難訓練を実施してください。</p> <p>○ 近隣住民等との協力体制を取ってください。</p>	<p>・夜間(想定)の避難訓練を実施していない。</p> <p>・消防署に避難訓練の通知を行っていない。</p> <p>・実施記録を整備していない。</p> <p>・実施記録に記載漏れがある。</p> <p>・消防署の立ち入り検査結果に基づく改善を行っていない。</p> <p>・非常災害の具体的な計画を立てていない。</p> <p>・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。</p> <p>・非常災害に関する具体的な計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知していない。</p> <p>・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であるが、避難確保計画を作成していない、又は避難訓練を実施していない。</p> <p>・近隣住民との協力体制が取れていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>C</p>	<p>県ホームページ公表文例</p> <p>非常災害に関する具体的な計画、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>*施設の火災等においては、施設職員だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多いので、近隣の施設、病院等との連携地域の自治会、近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図る。</p> <p>⑪ 地震防災応急計画を作成しているか。 <消防計画を作成することが必要とされていない施設> 地震防災応急計画を作成し、県知事に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。</p> <p><消防計画を作成することが必要とされている施設> 現行の消防計画を改正し、消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定めること。改正した消防計画を消防署に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。 *現行の消防計画との整合性に留意する。</p> <p>地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を見直しているか。 社会環境の変化、施設設備強化等に応じた見直しを行い、実態と合ったものとなっているか。 防災対策として、非常用食品及び非常用物品を備蓄しているか。</p> <p>*災害を未然に防止するとともに、発生した場合にその被害を最小限に食い止めるためには、次により対応することが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員3日間程度の非常備蓄を準備すること。 ・広域避難場所までの道路等の実施把握をすること ・非常持ち出し品としてラジオ、懐中電灯、利用者名簿等を常に準備しておくこと。 	<p>地震防災応急計画作成通知</p> <p>地震防災応急計画作成通知</p> <p>神奈川県地域防災計画</p>	<p>○ 地震防災応急計画を作成してください。</p> <p>○ 消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めてください。</p> <p>○ 地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を実態に合わせて変更してください。</p> <p>○ 非常用食品（非常用物品）を備蓄してください。</p> <p>○ 非常用食品の備蓄は定員の3日分としてください。</p> <p>○ 広域避難場所までの経路等を周知してください。</p>	<p>・地震防災応急計画を作成していない。</p> <p>・消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めていない。</p> <p>・地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を実態に合わせて変更していない。</p> <p>・非常用食品（非常用物品）を備蓄していない。</p> <p>・非常用食品の備蓄を定員の3日分としていない。</p> <p>・広域避難場所までの経路等を周知していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p></p>
<p>(2)安全計画の策定等</p> <p>① 児童福祉施設の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>② 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p>	<p>県条例第12条の3第1項</p> <p>県条例第12条の3第2項</p>	<p>○ 安全計画を作成してください。</p> <p>○ 児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導を行ってください。</p> <p>○ 職員に対し、安全計画について周知をしてください。</p> <p>○ 職員に対し、研修及び訓練を定期的の実施してください。</p>	<p>・安全計画を作成していない。</p> <p>・安全計画を作成したが、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導を行っていない。</p> <p>・職員に対し、安全計画について周知していない。</p> <p>・職員に対し、研修及び訓練を定期的の実施していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>安全計画が未作成でした。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 保育所の設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(3)業務継続計画の策定等</p> <p>① 児童福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。</p> <p>③ 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>県条例第12条の3第3項</p> <p>県条例第12条の3第4項</p> <p>県条例第12条の5第1項</p> <p>県条例第12条の5第2項</p> <p>県条例第12条の5第3項</p>	<p>○ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について、説明、共有をしてください。</p> <p>○ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行ってください。</p> <p>○ 業務継続計画を作成してください。</p> <p>○ 職員に対し、業務継続計画について周知してください。</p> <p>○ 職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に行ってください。</p> <p>○ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってください。</p>	<p>・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について、説明、共有をしていない。</p> <p>・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていない。</p> <p>・業務継続計画を作成していない。</p> <p>・職員に対し、業務継続計画について周知していない。</p> <p>・職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に行っていない。</p> <p>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	
<p>5 その他</p> <p>(1)秘密保持</p> <p>① 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者（利用者）又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者（利用者）又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。</p> <p>業務上知り得た情報の取扱いに不適切な点はないか。</p> <p>個人情報の守秘義務について、職員への周知は行っているか。</p> <p>(2)地域との連携</p> <p>① 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(3)防犯</p> <p>① V 保育所利用者関係を参照</p>	<p>児福法第18条の22 県条例第19条第1項</p> <p>県条例第19条第2項</p> <p>指導</p> <p>指導</p> <p>監査通知2(1)第2 1(11)</p>	<p>○ 職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 退職職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じてください。</p> <p>○ 業務上知り得た入所者（児童、家族等）の情報の取扱いに不適切な事例がありましたので、改善してください。</p> <p>○ 個人情報の守秘義務について、職員へ周知してください。</p> <p>○ 地域との連携を図ってください。</p>	<p>・職員による入所者（利用者）又は家族の重要な秘密の漏洩がある。</p> <p>・職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じていない。</p> <p>・退職職員に対して、業務上知り得た入所者（利用者）又は家族の秘密を漏らさないよう措置を講じていない。</p> <p>・個人情報の取扱いに不適切な点（情報が第三者の目に触れる状況にある等）がある。</p> <p>・個人情報の守秘義務について、職員へ周知していない。</p> <p>・地域との連携を図っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>入所者（利用者）の重要な秘密漏洩がありました。</p>

指導基準（施設編 I 施設運営）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>(4)反社会的勢力の排除 ① 施設はその運営について、暴力団員等から支配的な影響を受けていないか。</p> <p>(5)保育所運営委員会 ① 保育所の設置者が社会福祉法人、学校法人以外の場合、運営委員会を設置し、適正に運営しているか。</p> <p>(6)登所バス等の有償運送の取り扱い ① 送迎に係る実費徴収をしている場合は、道路運送法上の許可を受けているか。</p>	<p>県暴力団排除条例</p> <p>設置認可通知第13(3)①ウ</p> <p>有償運送取扱通知 道路運送法第80条、第78条第3号 道路運送法施行規則第50条</p>	<p>○ 暴力団の活動を助長する等、暴力団員等から支配的な影響を受けていると認められるので、排除のための必要な措置を講じてください。</p> <p>○ 運営委員会に関する要綱を整備（委員を選任／委員会を開催／議事録を整備）してください。</p> <p>○ 保育所登所に係るバス等の有償運送に係る国土交通大臣の許可を受けてください。</p>	<p>・暴力団員等から支配的な影響を受けている。</p> <p>・要綱を整備していない。 ・適切な委員を選定していない。 ・議事録を整備していない。</p> <p>・保育所登所に係るバス等の有償運送を行っているが、国土交通大臣の許可を受けていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
II 就業規則等の整備及び運用					
1 就業規則					
① 職員10人以上の施設では就業規則を整備しているか。	労基法第89条	○就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。（給与規程、育児・介護休業規程、非常勤職員就業規則等を含む）	・就業規則が作成されていない。	A	就業規則が未作成でした。
就業規則等の作成・変更に当たっては、労働組合又は労働者の代表者の意見を聴取しているか。	労基法第90条	○就業規則等の作成・改正に当たり、労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いてください。（給与規程、育児・介護休業規程等）	・労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いていない。	B	
② 就業規則等を労働基準監督署に届け出ているか。 ・職員10人以上の施設では就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられている。	労基法第89条	○就業規則について、労働基準監督署へ届け出てください。（給与規程、育児・介護休業規程、非常勤職員就業規則等）	・届けていない。	B	
・変更届についても同様である。					
③ 就業規則について職員へ次のいずれかの方法により周知しているか。 ・常時各事務所等に掲示し、又は備え付けること。 ・書面を交付すること。 ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記憶し、かつ各事業所に記録内容を常時確認できる機器を設置すること。	労基法第106条	○就業規則について、職員への周知を図ってください。	・周知していない。	B	
④ 就業規則の内容は労働基準法に反していないか。 ・労働時間が法定労働時間を超えていないか。 ・勤務実態が就業規則及び勤務割振表どおりか。 ・必要な事項が明記されているか。 <参考> 絶対的の必要記載事項 ①労働時間に関する事項、②賃金に関する事項 ③退職に関する事項 ※相対的の必要事項 以下の事項は該当がある場合に記載 ①退職手当 ②臨時の賃金等、最低賃金額 ③食費、作業用品等の負担 ④安全及び衛生 ⑤職業訓練 ⑥災害補償及び業務外の傷病扶助 ⑦表彰及び制裁 ⑧その他全労働者に適用される事項	労基法第92条	○勤務時間について、就業規則と実態が相違しているので、改善してください。	・就業規則と実態が相違している。	B	
⑤ 年次有給休暇の付与日数は労働基準法に適合しているか。 ・年次有給休暇の繰越規定はあるか。	労基法第39条	○就業規則に定める年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していないので、改正してください。（勤務時間、その他）	・年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していない。	B	
		○年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記してください。	・年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記していない。	B	
⑥ 労働基準法に定められた休暇等は規定されているか。 産前産後休暇（多胎妊娠規定）、育児時間、生理休暇等	労基法第65条、67条、68条	○就業規則における産前休暇について、多胎妊娠に関する規定を設けてください。	・多胎妊娠に関する規定等がない。	B	
※「生理休暇」は男女雇用機会均等法制定に伴う改正により、「生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置」と変更		○就業規則の生理休暇の取得日数が制限されているので、必要な期間としてください。	・就業規則の生理休暇の取得日数が制限されている。	B	
		○育児時間が就業規則に規定されていないので、取扱いを就業規則上で明記してください。（生理休暇、夏季休暇等）	・育児時間が就業規則に規定されていない。	B	
⑦ 就業規則の定年の規定について、高齢者雇用確保措置を講じているか。	雇用安定法第9条	○就業規則の定年の定めが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に準拠していないので、改正してください。	・高齢者雇用確保措置を講じていない。	B	
<参考>					

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑧ 就業規則にハラスメントに関する規定を整備しているか。</p>	<p>雇用機会均等法第11条、第11条の2、第15条 セクハラ・マタハラ指針</p> <p>雇用機会均等法第11条の3 育児法第25条 セクハラ・マタハラ指針</p> <p>労働施策推進法第30条の2、第30条の3 パワハラ指針</p>	<p>○セクハラに関する規定が整備されていないので、整備してください。</p> <p>○セクハラに関する規定を周知・啓発をしていないので改善してください。</p> <p>○マタハラに関する規定が整備されていないので、整備してください。</p> <p>○マタハラに関する規定を周知・啓発をしていないので改善してください。</p> <p>○パワハラに関する規定が整備されていないので、整備してください。</p> <p>○パワハラに関する規定を周知・啓発をしていないので改善してください。</p>	<p>・セクハラに関する規程が整備されている。</p> <p>・セクハラに関する方針を明確化し、周知・啓発している。</p> <p>・マタハラに関する規定が整備されている。</p> <p>・マタハラに関する方針を明確化し、周知・啓発している。</p> <p>・パワハラに関する規程が整備されている。</p> <p>・パワハラに関する方針を明確化し、周知・啓発している。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>県ホームページ公表文例</p>
<p>⑨ 就業規則に公益通報保護法に関する規定を整備しているか。</p>	<p>公益通報保護法</p>	<p>○公益通報保護に関する規定が整備されていないので、整備してください。</p>	<p>・公益通報保護に関する規程が整備されている。</p>	<p>C</p>	
<p>2 育児・介護休業規定</p>					
<p>① 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律(育児・介護休業法)に定める育児休業及び勤務時間の短縮措置を実施しているか。</p> <p>・育児休業とは、対象となる子を養育する労働者の休業の申し出により、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅すること。</p>	<p>育児介護休業法</p>	<p>○育児休業及び介護休業の規定を設けてください。(育児休業、介護休業)</p>	<p>・育児休業及び介護休業の規定を設けていない。</p>	<p>B</p>	
<p>② 3歳未満の子を養育する労働者について、所定時間外労働の免除制度の措置を実施しているか。</p>	<p>育児介護休業法第16条の8</p>	<p>○就業規則又は育児休業規程において、3歳未満の子を養育する労働者に対して所定時間外労働の免除制度の措置を講じるよう定めてください。</p>	<p>・所定時間外労働の免除制度の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	
<p>3歳未満の子を養育する労働者について、短時間勤務制度の措置を実施しているか。</p>	<p>育児介護休業法第23条第1項</p>	<p>○就業規則又は育児休業規程において、3歳未満の子を養育する労働者に対して短時間勤務制度の措置を講じるよう定めてください。</p>	<p>・短時間勤務制度の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	
<p>③ 3歳未満の子を養育する労働者について、育児休業に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置を実施しているか。</p>	<p>育児介護休業法第23条第2項</p>	<p>○就業規則又は育児休業規程において、3歳未満の子を養育する労働者に対して育児休業に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置を講じるよう定めてください。</p>	<p>・育児休業に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	
<p>④ 要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を実施しているか。</p>	<p>育児介護休業法第23条第3項</p>	<p>○就業規則又は介護休業規程において、要介護状態にある対象家族を介護する労働者に対して勤務時間の短縮等の措置を講じるよう定めてください。</p>	<p>・勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p><参考> ・勤務時間の短縮等の措置（必要な措置） 3歳に満たない子を養育する労働者（法第23条第1項第3号該当者）又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、事業主は育児のために育児休業制度に準ずる措置又は②、③、⑤のいずれかを実施する措置、介護のために①～③、⑥のいずれかを実施する措置を講ずる必要がある。（法第23条、規則第74条） ・勤務時間の短縮（努力義務対象者） 3歳以上小学校入学前の子を養育する労働者について、育児休業に関する制度又は①～⑤のいずれかを実施する措置を講ずるよう努める。（法第24条） ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③時差出勤制度 ④所定外労働をさせない制度 ⑤託児施設の措置運営等 ⑥介護サービス費用の助成等</p>					
<p>⑤ 育児・介護休業法の改正に即して就業規則及び育児休業規程を改正しているか。</p> <p>子の看護休暇に関する規定が設けられているか。</p>	<p>育児介護休業法</p> <p>育児介護休業法第16条の2、16条の3</p>	<p>○育児休業の規定に関して、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に準拠していないので、改正してください。</p> <p>○子の看護休暇に関する規定を設けてください。</p>	<p>・改正していない。</p> <p>・設けていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	
<p><参考> 改正（平成17年4月1日施行）のポイント ①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大 ・（改正前）期間を定めて雇用される者（期間雇用者）は対象外 ⇒（改正後）休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者 ②育児休業期間の延長 ・（改正前）子が1歳に達するまで ⇒（改正後）子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで ③介護休業の取得回数制限の緩和 ・（改正前）対象家族1人につき1回限り、期間は連続3ヶ月まで ⇒（改正後）対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業。通算してのべ93日まで ④子の看護休暇の創設 ・（改正前）事業主の努力義務 ⇒（改正後）小学校入学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できる（勤務しなかった日について賃金を支払わないことは差し支えないが、勤務しなかった日数を超過して賃金を減額したり、賞与、昇給等で不利益な算定を行うことは禁止されている。※「育児休業・介護休業に関する規則見直し」のポイント（厚労省パンフ）</p> <p><参考> 改正（平成22年6月30日施行）のポイント ①子の看護休暇制度の拡充 ・（改正前）労働者1人あたり年5日 ⇒（改正後）子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日 ②パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長） ・（改正前）1歳に達するまでの1年間 ⇒（改正後）父母とも育休を取得する場合、1歳2か月に達するまでに延長 ③出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進 ・（改正前）育休は原則1回のみ ⇒（改正後）妻の出産後8週間以内に夫が育休を取得した場合、再度育休取得可 ④労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止 ・（改正前）労使協定により、配偶者が常態として子を養育できる場合は育休対象から除外可能 ⇒（改正後）除外不可</p> <p>⑤介護休暇の新設 要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できる。</p>					

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p><参考> 改正（平成29年1月1日施行）のポイント ①介護休業の分割取得 ・（改正前）介護休業について、介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで原則1回に限り取得可能 ⇒（改正後）対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能 ②介護休業の取得単位の柔軟化 ・（改正前）介護休暇について1日単位で取得可能 ⇒（改正後）半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能 ③介護のための所定労働時間の短縮措置等 ・（改正前）介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能 ⇒（改正後）介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能 ④介護のための所定外労働の制限（残業の免除） ・（改正前）なし ⇒（改正後）介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設 ⑤有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和 ・（改正前）申出時点で以下の要件を満たす場合に育休の取得が可能 ① 過去1年以上継続して雇用されていること ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込があること ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く ⇒（改正後）申出時点で、以下の要件を満たすことに緩和 ① 過去1年以上継続し雇用されていること ② 子が1歳6ヶ月になるまでの間に雇用契約が明らかでないこと ⑥子の看護休暇の取得単位の柔軟化 ・（改正前）子の看護休暇について1日単位での取得 ⑦育児休業等の対象となる子の範囲 ・（改正前）育児休業など※が取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子 ※ 育児休業の他、子の看護休暇、所定外労働の制限（残業の免除）、時間外労働の制限 ⇒（改正後）特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象に 深夜業の制限、所定労働時間の短縮も含む。 ⑧いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設 ・（改正前）事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止 ⇒（改正後）□上記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止 □派遣労働者の派遣先にも以下を適用 →育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止 →妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け</p> <p><参考> 改正（平成29年10月1日施行）のポイント ①最長2歳まで育児休業の延長が可能 ②子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ ③育児目的休暇の導入を促進</p> <p><参考> 改正（令和3年1月1日施行）のポイント ①子の看護休暇 半日単位での取得が可能→ 時間単位での取得が可能 ②介護休暇 半日単位での取得が可能→ 時間単位での取得が可能</p> <p><参考> 改正（令和3年6月9日公布）のポイント ①男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設 【令和4年10月1日施行】 産後パパ育休 対象期間・取得可能日数：子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能、申出期限：原則休業の2週間前まで、分割取得：分割して2回取得可能、休業中の就業：労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能 ②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け 【令和4年4月1日施行】 ③育児休業の分割取得 【令和4年10月1日施行】 育児休業制度 対象期間・取得可能日数：原則子が1歳（最長2歳まで）、申出期限：原則1か月前まで、分割取得：（改正前）原則分割不可→（改正後）分割して2回取得可能 休業中の就業：原則就業不可、1歳以降の延長：（改正前）育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定→（改正後）育休開始日を柔軟化、1歳以降の再取得：（改正前）再取得不可→（改正後）特別な事業がある場合に限り再取得可能 ④育児休業の取得の状況の公表の義務付け（従業員数が千人超の企業） 【令和5年4月1日施行】 ⑤有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 【令和4年4月1日施行】</p>					

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>（育児休業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（改正前）(1) 引き続き雇用された期間が1年以上、(2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない ⇒（改正後）(1)の要件を撤廃し、(2)のみに <p>※無期雇用労働者と同様の取り扱い（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）</p> <p>※育児休業給付についても同様に緩和</p>					
<p>3 短時間・有期雇用労働者就業規則</p> <p>① 非常勤職員を雇用している場合は非常勤職員就業規則を整備しなければならない。</p> <p>② ・事業主は短時間労働者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の法令を遵守しなければならない。</p> <p>③</p> <p>④ 所定労働日数が少ないパートタイム労働者等にも年次有給休暇を付与しなければならない。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第7条</p> <p>最賃法第4条 最賃法第7条</p> <p>労基法第39条</p>	<p>○非常勤職員の就業規則を整備してください。</p> <p>○非常勤職員について、○○○を○〇してください。（例：年次有給休暇を付与してください。）</p> <p>○非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があったので改善してください。</p> <p>○非常勤職員の就業規則に年次有給休暇の規定を設けてください。</p> <p>○非常勤職員の就業規則について、年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していないので、改正してください。</p>	<p>・整備していない。</p> <p>・年次有給休暇の付与がない。</p> <p>・非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があった。</p> <p>・年次有給休暇の付与の規定がない。</p> <p>・年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました。（最賃法違反、長時間勤務時間も含む）</p> <p>非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました。（最賃法違反、長時間勤務時間も含む）</p>
<p>4 給与規程及び職員給与</p> <p>(1) 給与規程</p> <p>① 給与規程を整備しているか。 （給与規程は就業規則の一部）</p> <p>・給与規程の必須項目： 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p> <p>給与規程を労働基準監督署へ届け出ているか。</p> <p>② 施設長等施設の幹部職員の給与が当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。</p> <p>③ 給与・手当等の額が職員間の均衡を失っていないか。 （職員間に不均衡はないか。）</p> <p>④ 給料表の昇給額等及び昇給方法に問題はないか。</p>	<p>労基法第15条、89条</p> <p>労基法第89条</p> <p>5 (3) オ （福）指導監査ガイドライン（特別の利益供与の禁止）</p> <p>労基法第15条、89条</p>	<p>○給与規程を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。</p> <p>○給与規程に○○に関する事項を規定してください。</p> <p>○給与規程について、労働基準監督署へ届け出てください。</p> <p>○△△の給与について、給与規程に基づいた適正の額となるよう見直し等をしてください。</p> <p>○△△の給与について、支給基準を明確にしてください。</p> <p>○職員給与の支給について、職員間に均衡を欠く事例が見受けられたので、改善してください。</p> <p>○職員の昇給・昇格について、公平を欠く事例が見受けられたので、改善してください。</p>	<p>・給与規程が整備されていない。 （就業規則に給与に関する定めがない場合）</p> <p>・給与規程の必須項目がない。</p> <p>・届けていない。</p> <p>・幹部職員の給与が給与規程に基づいていない。</p> <p>・幹部職員の給与の支給基準となる明確な根拠がない。</p> <p>・給与の支給に均衡を欠く事例がある。</p> <p>・昇給・昇格に公平を欠く事例がある。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p>	<p>給与規程が未作成でした。</p>

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
昇給及び昇格は給与規程の規定どおりに行われているか。	労基法第15条、89条	○給与規程にない昇給・昇格が行われている職員がいたので、改善してください。 ○職員給与の昇給時には辞令等の交付により、賃金額等を書面で明示してください。	・昇給・昇格について給与規程と実態が相違している。 ・昇給時に賃金額の明示がない。	B C	
⑤ 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、基準に従って支給されているか。	労基法第15条、89条	○職員給与の支給に当たり、給与規程と実態が相違している事例が見受けられたので、改善してください。	・給与規程に定める給与が支給されていない事例がある。 ・給与規程と実態が相違している事例がある。	A B	給与規程に定める給与の支給が不十分な事例がありました。
⑥ 給与規程に本俸・手当等の端数処理規定があり、規定に基づき正しく計算されているか。	労基法第15条、89条	○給与（手当）の支給に当たり、端数処理の方法が実態と規定とで相違しているので、改善してください。	・端数処理について不正確な事例がある。	B	
⑦ 給料表を定め、給料表に基づき支給しているか。	労基法第15条、89条	○給料表にない基本給が支払われていた職員がいたので、給料表に基づいた基本給に是正してください。 ○給与の支給に誤りがあるので、給与規程に基づき是正してください。 ○給料表を誤って適用している職員がいるので、規定に基づき適正な給料表を適用してください。	・給料表にない基本給が支払われている。 ・給与の支給に誤りがある。 ・給料表の適用に誤りがある。	B B B	
(2) 初任給格付け ① 初任給格付け基準は明確に定められているか。		○初任給の格付けの基準を給与規程に明確に規定してください。	・初任給の格付け基準を給与規程等に明確に規定していない。	C	
② 初任給は給与規程どおり格付けされているか。		○初任給の格付けが誤っていた職員がいたので、是正してください。	・初任給の格付け基準とおりに初任給が定められていない。	C	
③ 前歴加算の規定を定め、規定に基づき前歴加算を行っているか。 本俸の格付けは賃金に関する事項であり、労働基準法第15条に基づき明確にする必要がある。 ・初任給格付けが明確であること。 ・初任給格付けの際の資格証明、前歴証明により確認を行うこと。		○初任給の格付けに当たり、前歴加算を行っているが、規定として整備していないので、基準を給与規程に明記してください。	・前歴換算の規定がない。	C	
他の社会福祉施設経験者の前歴を証する資料が整備されているか。		○初任給格付けに当たり、前歴を証する資料を徴し、保管してください。	・前歴を証する資料を整備していない。	B	
(3) 諸手当 ① 時間外・休日労働には割増賃金を支払わなければならない。	労基法第37条第1項	○労働基準法の規定に従って、給与規程に休日（時間外）労働に対する割増賃金の規定を設け、割増賃金を支給してください。 ○給与規程に休日（時間外）労働に対する割増賃金の規定を設けてください。	・休日（時間外）労働の割増賃金が支給されていない。 ・割増賃金の規定がない。（実態は支給されている。）	A B	割増賃金が未支給の事例がありました。

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
② 深夜（午後10時から午前5時）に労働をさせる場合には割増賃金を支払わなければならない。	労基法第37条第4項	○午後10時以降に勤務する夜勤者に対して割増賃金が支払われていないので、給与規程に規定を設け、支給してください。	・深夜勤務の割増賃金が支給されていない。	A	割増賃金が未支給の事例がありました。
③ 夜勤手当及び時間外手当の算出が適正なものになっているか。	労基法第37条第4項	○給与規程における深夜勤務の割増率が労働基準法の規定を下回るので、改正してください。	・深夜勤務の割増率が労働基準法の規定を下回っている。 ※実態としては問題がない場合 → B	A	深夜勤務の割増率が不十分でした。
④ 宿直手当及び日直手当の額は毎年度計算し、許可条件以上の額か確認しているか。	労基法第41条第3号 労基法施行規則第23条	○宿日直手当の額が許可条件以上の額となっているか確認していないので、毎年度確認してください。	・宿日直手当の額の確認をしていない。	C	
・1回の宿日直手当は宿日直勤務に就くことが予定されている同種の労働者の一人一日当たり平均の賃金額の3分の1以上であること。	S63.3.14基発第150号	○宿日直手当の額が許可条件以上の額となっていないので、改善してください。	・宿日直手当の額が許可条件を下回っている。	A	宿日直手当の額の支給が不十分な事例がありました。
⑤ 諸手当の支給基準が明確であり、基準に従って適正に支給されているか。	労基法第15条、89条	○給与規程と異なる手当を支給しているので、改善してください。	・給与規程と異なる手当の支給がある。	B	
		○××手当の支給金額の根拠がないので、給与規程等に規定してください。（主任手当、業務手当等）	・給与規程にない手当の支給がある。	B	
		○給与規程で○○手当について規定しているが、規定と実態が相違しているので、改善してください。	・手当の支給について、給与規程と実態が相違している。	B	
		○給与規定に定める○○手当の具体的な支給基準が明確でないで、明確に規定してください。（主任手当、業務手当等）	・手当の支給基準が明確でないものがある。	B	
		○給与規程の改正により○○手当の額が変更になったが、支給額の変更が行われていない者がいたので、改善してください。	・規程による手当額改正が反映されていない。	B	
		○給与規程に定める○○手当について、手当の額が不足していた職員がいたので、支給してください。	・手当の支給について規程に定める手当の額に満たしていない。 ※単純なミスの場合→B	A	給与規程等に定める手当の支給が不十分な事例がありました。
		○通勤手当を誤って支給している職員がいたので、是正してください。	・通勤手当の誤支給がある。	B	
諸手当の支給に当たって、支給の根拠となる資料を保管しているか。		○通勤手当の支給については、職員から書面による申告を受け、経路や金額を確認のうえ、支給してください。	・通勤手当の支給の根拠となる申告等を徴していない。	B	
		○住宅手当の支給根拠となる住宅の賃貸借契約書等が徴されていないので、徴してください。	・住宅手当の支給の根拠となる契約書等を徴していない。	B	
		○住宅手当の支給に当たり、支給根拠となる契約の期限が終了している職員がいたので、新たに契約した賃貸借契約書の写しを本人から徴してください。	・住宅手当の支給の根拠となる契約書等に期限切れがある。	C	
		○通勤手当の支給に当たり、申請に対して施設長等の決裁権者が認定したことがわかるよう、認定印を押ししてください。（住宅手当、扶養手当等）	・通勤手当の申請に対して認定印がない。	C	
		○時間外労働に対して、時間外勤務手当を支給していない事例があったので改善してください。（その他労働基準法上定められた手当等）	・時間外勤務手当（その他労働基準法上定められた手当等）を支給していない事例がある。	A	給与規程等に定める手当の支給が不十分な事例がありました。

(4) 社会保険・源泉徴収事務

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険への加入は適正に行われているか。</p> <p>② 社会保険料は適正に納付しているか。</p> <p>③ 源泉徴収の手続きは適正に行われているか。 ・給与の支払をする者は、その支払いの都度、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までにこれを国に納付する。</p> <p>源泉徴収をする際の課税対象額は正しく把握されているか。 ・誤っている場合には税務署に相談するよう指導する。</p> <p>【通勤手当の非課税限度額】（所得税法施行令第20条の2） ・交通機関等：15万円（H28.1.1以降に支払われるべき通勤手当に適用） ・交通用具（自転車、自動車等） <参考> 通勤距離（片道） 非課税限度額 2Km未満 全額課税 2Km以上10Km未満 4,200円 10Km以上15Km未満 7,100円 15Km以上25Km未満 12,900円 25Km以上35Km未満 18,700円 35km以上45km未満 24,400円 45km以上55km未満 28,000円 55km以上 31,600円 ※15km以上の場合は、運賃相当額が非課税限度額を超える場合には、その運賃相当額が非課税額（最高限度100,000円）となる。 運賃相当額とは、交通機関を利用した場合に負担することとなる1か月当たりの合理的な運賃等の額に相当する額をいう。</p> <p>【宿日直手当の非課税限度額】 ・1回 4,000円</p>	<p>健保法第3条 健保法施行規則第24条 厚生年金保険法第6条第1項 厚生年金保険法施行規則第15条 雇用保険法第5条 雇用保険法施行規則第6条 労災保険法第3条第1項</p> <p>所得税法第183条</p> <p>所得税法第9条</p>	<p>○社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）へ適正に加入してください。</p> <p>○社会保険料の納付が遅延していたので、定められた納付期限までに納付してください。</p> <p>○源泉徴収事務を適切に行ってください。</p> <p>○源泉徴収額の納付が遅延していたので、徴収月の翌月10日までに納付してください。</p> <p>○通勤手当（宿日直手当）に関する課税対象額の把握を正確に行ってください。</p>	<p>・社会保険に加入していない。</p> <p>・社会保険料を納付していない。</p> <p>・適切に事務処理がされていない。</p> <p>・源泉徴収額の納付が遅延している。</p> <p>・課税対象額の把握が不適切である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p></p>
<p>④ 給与支払報告書の提出を行っているか。 ・給与の支払いを受けている者について、前年中の給与所得等必要事項を記載した給与支払報告書を1月1日現在その者が居住している市町村に提出する。</p> <p>⑤ 賃金台帳を適正に作成しているか。 ・使用者は、各事業所ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入すること。</p>	<p>地方税法第317条の6第1項</p> <p>労基法第108条</p>	<p>○給与支払報告書を市町村に提出してください。</p> <p>○前年中に給与を支払い、1月1日現在在籍していた職員のうち、給与支払報告書を市町村に提出していない者について、給与支払報告書を市町村に提出してください。</p> <p>○労働基準法に基づき、賃金台帳を整備してください。</p>	<p>・給与支払報告書を提出していない。</p> <p>・一部について給与支払報告書を提出していない。</p> <p>・賃金台帳を作成していない。 ※一部の職員分が未作成の場合はB</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>A</p>	<p></p> <p>賃金台帳が未整備でした。</p>

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
III 職員処遇					
1 労働基準法に基づく協定等					
<p>① 宿直又は日直業務に従事させる場合、労働基準監督署長の許可を受けて実施しているか。</p> <p>・職員に宿日直をさせる場合、労働基準法施行規則第23条の規定により、労働基準監督署の許可を得ていれば労働基準法第32条の規定にかかわらず、宿直又は日直の業務に従事させることができる。</p> <p>・許可を受けていない場合は、超過勤務手当の支給が必要になる。</p> <p>宿日直の回数は適正か。</p> <p><参考> 社会福祉施設における宿日直の留意事項は次の通知のとおり（抜粋） ①昭和63年3月14日基発第150号（労働省通知） ・当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべての者に宿直又は日直をさせてもなお不足であり、 ・勤務の労働密度が薄い場合には、宿日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直についても許可しても差し支えない。</p> <p>②昭和49年7月26日基発第387号 社会福祉施設における宿直勤務については、次に掲げるすべてを満たす場合に、宿直許可を与えるよう取り扱うこと。 (1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。 (2) 夜間に従事する業務は、一般の宿直業務のほかには、少人数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取り替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同様様の業務は含まれない。 (3) 夜間に十分睡眠がとらうこと。 (4) 上記以外に、一般の宿直許可の際の条件を満たしていること。</p> <p>③昭和49年7月26日基監発第27号 ・「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、通達に示された介助作業が一勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回の所要時間が通常10分程度のものをいうことであること。</p> <p>④昭和49年7月26日基発第387号、昭和49年7月26日基収発第1077号 ・一定期間内における宿日直勤務回数が頻繁にわたるものについては許可しない。 ・回数が頻繁にわたるものとは、原則として宿直については週1回を日直については、月1回を超えるものをいう。</p> <p>⑤昭和30年8月1日基発第485号 ・一回の宿直手当（深夜割増賃金を含む）又は1回の日直手当の最低手当は、当該事業場において、宿直又は日直につくことが予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1の額を下回らないこと。ただし、また、同一企業に属する数個の事業場につき一律の基準により宿日直手当の額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直につくことと予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額によること。</p>	<p>労働基準法第41条第3号 労働基準法施行規則第23条、第34条</p>	<p>○宿（日）直勤務について、労働基準監督署の許可を得て従事させてください。</p> <p>○宿（日）直の許可について、許可の内容と就労実態が相違しているため、就労実態に沿って労働基準監督署に申請し、許可を得てください。</p>	<p>・宿（日）直勤務について許可を得ていない。</p> <p>・宿（日）直勤務について、許可と就労実態が相違している。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>宿日直について、必要な許可がありませんでした。</p>
<p>② 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。（労働基準法第36条に基づいて時間外労働及び休日労働に関する協定を行うので、36協定ともいう。）</p> <p>・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。</p> <p>（時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程度。）</p>	<p>労働基準法第36条</p>	<p>○労働基準法第36条に基づいて、時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出てください。</p> <p>○労働基準法第36条の労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせていたため、改善してください。</p> <p>○労働基準法第36条に基づく労使協定の有効期間が過ぎているため、必要な手続きを行ってください。</p>	<p>・36条協定を締結せずに、時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定の有効期間が過ぎている。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>時間外労働及び休日労働に関する協定が未締結でした。</p>

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 賃金から法定外の経費を控除している場合は、賃金控除協定を締結しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金から給食費や親睦会費等法令に定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様に労働者の代表者等と「賃金控除協定」を締結する必要がある。 <p>協定内容と現状に差異はないか。</p> <p>④ 給料支給について職員の口座振込み同意書を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨による支払いが原則であるが、労働者の同意を得た場合には、口座振込みにより支払うことができる。 <p><参考> 給与振込み依頼書等本人の同意と振込み先口座を明確に（文書化）しておく必要がある。 [記載内容] ・口座振込みを希望する賃金の範囲及びその金額</p> <p>口座振込みに関する協定を締結しているか。</p> <p>⑤ 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っているか。</p>	<p>労基法第24条</p> <p>労基法施行規則第7条の2</p> <p>指導(H10.9.10基発第530号)</p> <p>労基法第32条の2、第32条の4</p>	<p>○労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する協定を締結してください。</p> <p>○労働基準法第24条に基づく賃金控除協定に不足項目があるので、再度締結してください。</p> <p>○給与を金融機関の口座へ振り込むに当たり、職員から同意書を徴してください。</p> <p>○給与の口座振込みに関する協定を締結してください。</p> <p>○変形労働時間制について、必要な手続きを行ってください。</p>	<p>・協定を締結していない。</p> <p>・締結している内容と実態に相違がある。</p> <p>・同意書を徴していない。</p> <p>・一部の職員から同意書を徴していない。</p> <p>・協定を締結していない。</p> <p>1か月単位の場合 ・労使協定又は就業規則等の定めがない。 ・協定の場合、労基署に届け出していない。 1年単位の場合 ・労使協定の定めがない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	
<p>2 職員の人事管理</p> <p>① 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して次の賃金その他の労働条件を書面で明示しなければならない。 <p>①労働契約の期間 ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ③労働時間等</p> <p>④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑤退職に関する事項 ただし、就業規則を示し、交付することでも可</p> <p>・明示しなければならない事項（書面でなくとも可） 昇給に関すること</p>	<p>労基法第15条 労基法施行規則第5条</p>	<p>○職員の採用時には雇用書等を交付し、勤務場所及び職務内容等の労働条件を書面で明示してください。</p> <p>○職員の試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違しているので、就業規則に沿って雇用契約を締結してください。</p> <p>○雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいたので、改善してください。</p> <p>○就業規則に定める定年年齢を超える雇用者がいるが、就業規則に定める手続きをとっていないので、就業規則に沿い手続きをとってください。</p>	<p>・職員の採用時に雇用書等を交付していない。</p> <p>・試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違している。</p> <p>・雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいる。</p> <p>・定年の取扱に不備がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>② 非常勤職員に雇用契約書等を交付し、勤務条件を明確にしているか。</p> <p>《文書明示の義務付け》 ・労働基準法第15条に定める労働条件の他、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（労働者が希望した場合は電子メールやFAXでも可能：返信してもらうなど労働者の受信を確認することが望まれる） ・賃金に関する事項以外の労働条件についても、これを明らかにした文書を交付するよう努める。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第6条</p> <p>パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条</p>	<p>○非常勤職員の雇用に当たり、労働時間、賃金等の労働条件を明示した雇用契約書等を交付してください。</p> <p>○非常勤職員の雇用契約書等に（勤務時間等の）労働条件を明示してください。</p>	<p>・労働条件を明示した雇用契約書等を交付していない。</p> <p>・雇用契約書等に労働条件を明示していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	
<p>③ パートタイム労働者から求められた場合、待遇の決定に当たって考慮した事項について説明しているか。</p> <p>・説明義務が課せられる事項 労働条件の文書交付、就業規則の作成手続、待遇の差別的取扱い禁止、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換を推進するための措置 なお、パートタイム労働者が納得するまで説明することまで求めている。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第14条第2項</p>	<p>○パートタイム労働者から求められた場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください。</p>	<p>・パートタイム労働者から求められた場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明していない。</p>	<p>B</p>	
<p>④ パートタイム労働者と通常の労働者の職務内容が同じ場合、その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために通常の労働者に実施している教育訓練をそのパートタイム労働者も同様に実施しなければならない。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第11条</p>	<p>○（パートタイム労働者と通常の労働者の職務内容が同じ場合）その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために通常の労働者に実施している教育訓練をそのパートタイム労働者も同様に実施してください。</p>	<p>（パートタイム労働者と通常の労働者の職務内容が同じ場合）その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身につけるために通常の労働者に実施している教育訓練をそのパートタイム労働者も同様に実施しているか。</p>	<p>B</p>	
<p>⑤ 給食施設、休憩室、更衣室について通常の労働者が利用している場合にすべてのパートタイム労働者に利用の機会を与えるよう配慮しなければならない。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第12条</p>	<p>○すべてのパートタイム労働者に給食施設、休憩室、更衣室の利用の機会を与えるよう配慮してください。</p>	<p>すべてのパートタイム労働者に給食施設、休憩室、更衣室の利用の機会を与えるよう配慮してください。</p>	<p>B</p>	
<p>⑥ 通常の労働者と職務内容が同一で、人材活用の仕組み、運用等が、雇用関係が終了するまでの全期間において、通常の労働者と同一であるパートタイム労働者については、その待遇について、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働法第9条</p>	<p>○通常の労働者と職務内容が同じパートタイム労働者については、その待遇について、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>通常の労働者と職務内容が同じパートタイム労働者については、その待遇について、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>A</p>	<p>パートタイム労働者の待遇について、改善が必要な点がありました。</p>

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
⑦ パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、次のいずれかの措置を講じなければならない。 ①通常の労働者を募集する場合に、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する。 ②通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える。 ③パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。 ④その他通常の労働者への転換を推進するための措置。	パートタイム・有期雇用労働法第13条	○パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、必要な措置を講じてください。	パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、必要な措置を講じているか。	B	
⑧ 関連帳簿を整備しているか。 ・職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。 ・労働者名簿（必要事項：氏名、生年月日、履歴、その他法令に定める事項） ・履歴書 ・資格証明書（資格職員的全職員分） 服務に関する帳簿 ・出勤簿（タイムカード） ・出張命令簿 ・時間外勤務命令簿 ・休暇簿 等	労基法第107条	○労働基準法に基づき、労働者名簿を整備してください。 ○労働者名簿が作成されていない職員がいるので、労働基準法に基づき労働者名簿を作成してください。	・労働者名簿を整備していない。 ・労働者名簿が作成されていない職員がいる。	B C	
⑨ 職員の採用、退職等について、稟議書等で法人の意思決定を明確にしているか。	指導	○非常勤職員の労働者名簿が整備されていないので、労働基準法に基づき労働者名簿を作成してください。（パートタイマー） ○時間外勤務命令簿等を作成してください。 ○職員の採用（昇給・退職）に当たっては、稟議書を作成し、理事長（決裁権者）の承認を得て、書類として整備してください。	・非常勤職員の労働者名簿が整備されていない。 ・時間外勤務命令簿等が作成されていない。 ・職員の採用、昇給等について、稟議書等を作成し、理事長の承認を得ていない。	B C	
⑩ 初任給の格付け及び昇給昇格は法人の承認を得ているか。（稟議書等で確認する。）	指導	○職員採用の初任給格付けにおいて、前歴加算等加減を行う場合は、その根拠を明確にしたうえで、理事長（決裁権者）の承認を得てください。	・職員採用の初任給格付けについて、理事長の承認を得ていない。	C	
昇給及び昇格の記録を整備しているか。	指導	○職員の採用に当たり、前歴のある職員の初任給について前歴加算を行っているが、加算の内容を稟議書等に記録してください。 ○職員の昇給及び昇格時には、稟議書を作成し、理事長の承認を得て、書類として整備してください。	・職員採用の初任給格付けの前歴加算の内容が記録されていない。 職員の昇給・昇格についての記録が整備されていない。	C C	
⑪ 勤務体制が労働基準法上、適正であるか。 ・施設における職員の勤務体制は、労働基準法を遵守したうえで、利用者の生活上の日課に即した者とする必要がある。	労基法第32条、35条 防火安全対策強化通知 5	○勤務体制が労働基準法上、適正でないので、改善してください。	・勤務時間等が労働基準法等に沿っていない。	A	勤務体制について改善が必要な点がありました。
勤務割振表を作成しているか。	防火安全対策強化通知 5	○勤務割振表を作成してください。	・勤務割振表を作成していない。	B	
管理宿直と日中の勤務者が引継ぎを行える勤務体制になっているか。	防火安全対策強化通知 5	○管理宿直と日中管理者の引継ぎが行えるよう、それぞれの勤務時間の見直しを行ってください。	・管理宿直と日中の勤務者が引継ぎが不十分である。	B	

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>3 職員の安全管理体制</p> <p>(1) 衛生管理者等</p> <p>① 労働者が常時50人以上の施設は、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>・衛生管理者及び産業医は、所轄の労働基準監督署に選任報告をしなければならない。</p> <p><参考> (衛生管理者の資格を有する者) ・衛生管理者には第1種、第2種があり、社会福祉施設の場合は労働安全衛生規則第7条で定める有害業務との関連に該当しないので、一般的には第2種の免許でよいとされている。 しかし、医療業が第1種免許を必要とする業種になっているので、社会福祉事業でも医療の業務の比重が高い場合は、所管の労働基準監督署に確認する様指導する。</p> <p>(衛生管理者の業務) ・労働者の健康障害を防止する措置に関することについての技術的事項の管理 ・労働者の衛生の教育に関することについての技術的事項の管理</p> <p>(産業医の業務) ・産業医の業務は労働安全衛生規則に規定されている。主なものは、健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康保持、作業及び作業環境の維持管理、労働者の健康管理等 ・専属である必要はなく、嘱託でよい。</p> <p>② 衛生委員会を設置しているか。 ・労働者が常時50人以上の施設は、労使で構成する衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べること。（月1回以上）</p> <p>③ 衛生推進者を選任しているか。 ・労働者が常時10人以上50人未満の施設は、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせる。</p> <p>(衛生推進者の資格) ・職場の健康診断、職員の衛生管理、その他衛生の実務に従事した経験が、大卒者又は高専卒者で1年以上、高卒者又は中卒者で3年以上、その他で5年以上あり、かつその業務を担当するのに必要な能力を有する者</p> <p>(衛生推進者の業務) ・健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。 ・施設・設備等の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。 ・作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。</p>	<p>安衛法第12条(衛生管理者の選任) 安衛法第13条(産業医の選任)</p> <p>安衛規則第7条、第13条</p> <p>安衛法第18条 (衛生委員会の設置)</p> <p>安衛法第12条の2(衛生推進者の選任)</p>	<p>○衛生管理者を選任し、労働基準監督署へ届け出てください。（産業医）</p> <p>○衛生管理者の選任について、労働基準監督署へ届け出てください。（産業医）</p> <p>○衛生委員会を設置してください。</p> <p>○衛生推進者を選任してください。</p> <p>○衛生推進者を事務分担表などの書面に明示してください。</p>	<p>・衛生管理者を選任していない。</p> <p>・衛生管理者の選任を届け出していない。</p> <p>・衛生委員会を設置していない。</p> <p>・衛生推進者を選任していない。</p> <p>・衛生推進者の明示がない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>④ 労働者が常時50人以上の施設は、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を1年以内ごとに1回、定期に行い、その結果に基づく医師による面接指導を行い、検査結果等報告書を労働基準監督署に提出しているか。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における労働者の心理的な負担に関する項目 ・労働者の心理的負担による心身の自覚症状に関する項目 ・職場における他の労働者による当該労働者への支援に <p>（検査対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない契約により使用される者（契約期間が1年以上（予定の場合、引き続き使用されている者を含む）の者）、かつ週労働時間数が通常の労働者の1週間の所定労働時間数の3/4以上の者 ・労働者が常時50人未満の施設においては、ストレスチェックを行うよう努めているか。 <p>(2) 健康診断</p> <p>① 雇入れ時の健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行わなければならない。 <p>・ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者について、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合、その健康診断に相当する項目については実施しなくてもよい。</p> <p>・常時使用するパートタイマー（非常勤職員）についても、労働契約に期間の定めのないパートタイマーや1年以上引続き使用されることが予定されている者で、1週間の所定労働時間が当該事業所の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上の者は、対象となる。</p>	<p>労働基準法第66条の10 労働基準規則第52条の9、第52条の21</p> <p>労働基準法第66条 労働基準規則第43条</p>	<p>○心理的な負担の程度を把握するための検査を、1年以内ごとに1回、定期に行ってください。（必要な場合、医師による面接指導を行ってください）</p> <p>○心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を労働基準監督署長に提出してください。</p> <p>○労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを行うよう努めてください。</p> <p>○職員の採用時に健康診断書が提出されていない者については、施設において採用時の健康診断を実施してください。</p> <p>○職員採用時の健康診断について、検査項目が不足しているものが見受けられたので、今後留意してください。</p>	<p>・「心理的な負担の程度を把握するための検査」（ストレスチェック）を実施していない。</p> <p>・検査の結果、必要な者が希望した場合に面接指導を実施していない。</p> <p>・検査結果等報告書を年に1回定期的に労働基準監督署に提出していない。</p> <p>・実施に努めていない。</p> <p>・雇入れ時の健康診断を実施していない。</p> <p>・健康診断の検査項目が不足している。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>県ホームページ公表文例</p>
<p>（雇入れ時健康診断の健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往症及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力検査） ・胸部エックス線検査 ・血圧の測定 ・貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査） ・肝機能検査（GOT（血清グルタミンクオキシサロアセチックトランスアミナーゼ）、GPT（血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ）及びγ-GTP（ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ）） ・血中脂質検査（低比重リポ蛋白（LDL）コレステロール、高比重リポ蛋白（HDL）コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査） ・血糖検査 ・尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の調査） ・心電図検査 <p>② 定期健康診断を適正に実施しているか。</p> <p>（健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往症及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 	<p>労働基準法第66条 労働基準規則第44条</p>	<p>○労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断を実施してください。（全く実施していない場合）</p> <p>○職員の定期健康診断の未受診者があるので、実施してください。</p>	<p>・職員の定期健康診断を実施していない。</p> <p>・職員の定期健康診断の未受診者がいる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>職員の定期健康診断が未実施でした。</p>

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>（20歳以上の者の身長検査は医師の判断で省略できる。腹囲は、40歳未満（35歳を除く）の者、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMIが20未満である者、又はBMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断で省略できる。聴力検査は雇入れ時健康診断を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 胸部エックス線検査及び喀痰検査 <p>（40歳未満（①20歳、25歳、30歳、35歳の者、②感染症法等で結核に係る定期健康診断の対象とされている施設等で働いている者、③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者を除く）の者について、医師の判断により胸部エックス線検査を省略することができる。）</p> <p>（胸部エックス線検査を省略された者、同検査によって病変の発見されない者又は同検査により結核発病のおそれがないと診断された者の喀痰検査は、医師の判断で省略できる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 血圧の測定 尿検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 心電図検査 <p>（尿検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査は、雇入れ時健康診断を参照）</p> <p>③ 深夜業務従事者は6ヶ月ごとの健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査項目のうち胸部エックス線検査は年1回でよいこと。 医師の判断で省略できる基準も年1回に準じる。 <p>健康診断の結果、労働者の健康保持のため必要と認められる場合は適切な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断は実施すればよいのではなく、結果を十分に検討し、職場の衛生管理に反映させること。 具体的には医師の所見があった者へのアドバイスをを行う。 	<p>安衛法第66条 安衛規則第45条</p>	<p>○職員の定期健康診断で、受診項目に不足している項目があったので、適正に実施してください。</p> <p>○就業規則に定める健康診断について、規定と実態が相違しているのを、改善してください。</p> <p>○夜勤を行う職員の健康診断は、労働安全衛生法に基づき年2回実施してください。</p>	<p>・職員の定期健康診断の検査項目が不足している。</p> <p>・夜勤を行う職員の健康診断を実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>	
<p>④ 健康診断の記録を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、5年間保存する。 	<p>安衛法第66条の3 安衛規則第51条</p>	<p>○職員の健康診断の記録が保存されていないので、整備してください。</p> <p>○健康診断の記録が保存されていない職員がいるので、整備してください。</p>	<p>・健康診断の記録を整備していない。</p> <p>・健康診断の記録を整備していない職員がいる。</p>	<p>B</p> <p>C</p>	
<p>⑤ 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署に提出しているか。</p>	<p>安衛法第100条 安衛規則第52条</p>	<p>○職員の定期健康診断の結果を労働安全衛生法に基づき、労働基準監督署に報告してください。</p>	<p>・定期健康診断の結果を報告していない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑥ 労働者が常時50人以上又は常時女性30人以上の施設においては、労働者が床することができる休養室又は休養所を確保しているか。</p> <p>⑦ 腰痛検診等の腰痛予防対策を講じているか。 ・作業管理 ・作業環境管理 ・健康管理 ・労働衛生教育 等</p> <p>(3) 車両の安全管理</p> <p>① 公用車の使用の本拠毎に乗車定員11人以上の自動車にあっては1台以上、その他の自動車にあっては5台以上保有の場合、運転日報の作成、安全運転管理者が選任されているか。</p>	<p>安衛規則第613条 安衛規則第618条</p> <p>腰痛予防対策通知</p> <p>道交法第74条の3 道交法施行規則第9条の8,9条の9、9条の10</p>	<p>○ 職員の休養室又は休養所を確保してください。</p> <p>○ 腰痛検診等の腰痛予防対策を講じてください。</p> <p>○ 安全運転管理者を選任し、所轄の公安委員会に届け出てください。</p> <p>○ 保有車両毎に運転日報を作成してください。</p>	<p>・休養室又は休養所を確保していない。</p> <p>・腰痛検診等の腰痛予防対策を講じていない。</p> <p>・安全運転管理者を選任していない。</p> <p>・運行記録が作成されていない。</p> <p>・運行記録が一部作成されていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	
<p>4 その他</p> <p>① 社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職共済制度へ加入しているか。（介護保険事業施設を除く）</p> <p><参考> 主な手続き ①掛金納付対象職員届の提出（4月末まで） ②掛金の納付（5月末まで） ③被共済職員加入届（職員採用の都度） ④被共済職員退職届、退職手当請求書（退職の都度） ⑤共済契約者間継続職員異動届（法人間異動の届け）</p> <p>② 公益財団法人神奈川県福利協会が行っている従事者共済事業に加入しているか。 （神奈川県下（横浜市所管を除く）の民間社会福祉事業施設及び団体で働く職員の福利厚生を図っている。）</p> <p>・独立行政法人福祉医療機構の制度と違う点は、包括加入ではなく、本人の意思により加入するという前提であること、掛け金の負担が事業主と従事者の折半となっていること、財政方式は積立方式になっていること等である。 ・給付される退職共済金を税法上の退職金として認められるためには、施設での会計処理を的確に行っておく必要がある。</p> <p>③ 旅費に関する規定を整備しているか。 （実費以外を支給している場合）</p> <p>④ 職員に対する福利厚生の制度を設けている場合、規定を定めているか。</p>	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法</p> <p>指導</p> <p>労基法89条</p> <p>労基法89条</p>	<p>○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職共済制度への加入に努めてください。</p> <p>○ 財団法人神奈川県福利協会が行っている従業者共済事業に加入していないので、加入に努めてください。</p> <p>○ 旅費規程を整備してください。</p> <p>○ 旅費規程と異なる旅費を支給しているので、改善してください。</p> <p>○ 職員の福利厚生制度について、規定を整備してください。</p>	<p>・退職共済制度へ加入していない。 （介護保険事業施設を除く）</p> <p>・従業者共済事業に加入していない。</p> <p>・旅費規程を整備していない。</p> <p>・旅費規程と実態が相違している。 ※軽微なものはC</p> <p>・職員の福利厚生制度について規定を定めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（施設編 II 就業規則等の整備及び運用 ・ III 職員処遇）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>職員宿舍を職員に提供している場合、規定を定めているか。</p> <p>職員に慶弔費を支給する場合、基準を定めているか。</p> <p>⑤ 特定個人情報等の安全管理措置を講じているか。</p>	<p>指導</p> <p>指導</p> <p>マイナンバー法第12条、個人情報保護法第20条、第21条</p>	<p>○職員宿舍の利用に関する規定を設けてください。</p> <p>○職員に慶弔費を支給する場合には、その根拠となる基準を定めてください。</p> <p>○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に基づき、事務取扱担当者の明確化や特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定など、特定個人情報等の安全管理措置を講じてください。</p>	<p>・職員宿舍の利用に関する規定を定めていない。</p> <p>・職員の慶弔費に関する規定を定めていない。</p> <p>・個人番号関係事務実施者である事業者が、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じていない。</p> <p>・従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たって、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行っていない。</p> <p>・事務の範囲の明確化</p> <p>・特定個人情報等の範囲の明確化</p> <p>・事務取扱担当者の明確化</p> <p>・特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定</p> <p>・取扱規定等の策定</p> <p>・組織的安全管理措置</p> <p>・人的安全管理措置</p> <p>・物理的安全管理措置</p> <p>・技術的安全管理措置</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
IV 児童養護施設利用者関係					
1 最低基準の目的					
(1) 児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとなっているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第2条	○入所児童が心身ともに健やかで、社会に適応するよう育成することに観点をおいた支援となるよう留意してください。	・児童が心身ともに健やかで、社会に適応できるよう育成することに観点を置いた支援となっていない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
① 個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。	施設指導監査事項（1）－第1	○入所児童等の意向、希望等を尊重するとともに、入所児童等の生活を不当に制限することのないよう、十分に配慮してください。	・児童の支援面において十分な配慮がなされていない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
② 日課について、個別の状況に応じて柔軟な対応や工夫がされているか。	指導	○日課作成にあたり、児童の個別の状況に応じた柔軟な対応等を行ってください。	・児童の日課作成について、個別の状況把握等が十分に行われていない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
③ 児童のプライバシーの保護に配慮されているか。	指導	○プライバシーの保護に配慮してください。	・児童のプライバシー保護に配慮していない。 ※対応が一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
2 入所児童への平等な取扱い					
(1) 入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条	○入所児童に対し、差別的となるような対応のないよう留意してください。	・入所児童に対し、差別的となるような対応がある。	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
⑤ 障害を理由とする差別の禁止 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（平成27年11月11日厚生労働大臣決定）	○入所児童等に対する差別の解消を促進するよう留意してください。	・入所児童等に対する差別の解消を促進するよう留意してください。	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
不当な差別的な取扱いの禁止		正当な理由なく、不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害しているのは是正してください。	不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害をしている。	A	利用者の支援について、改善が必要な事例がありました。
合理的配慮に努めているか。		利用者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めてください。	個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないにも関わらず合理的配慮を行っていない。	B	
3 自立支援計画の作成					
(1) 乳児院の長は、第23条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳児について、乳児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条	○入所児童等の自立を支援するための計画を策定してください。	・自立を支援するための計画を作成していない。 ※一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援計画が未作成でした。
(2) 児童養護施設の長は、第44条第1項及び前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第62条	○入所児童等の自立を支援するための計画を策定してください。	・自立を支援するための計画を作成していない。 ※一部不十分な場合はB	A	入所児童等の支援計画が未作成でした。

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<p>(3) 自立支援計画は適切に策定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所時に児童相談所の援助指針を受け又は定期的な協議に基づき作成をしているか。 ・ 児童自身の意向も踏まえて策定されているか。 ・ 援助が児童の成長や発達に果たした役割を評価しているか（支援目標が児童の課題になっていないか。）。 ・ 単に児童の生活目標になっていないか。 ・ 施設長等による確認及び指導がされているか。 ・ 自立支援計画が職員間で十分討議した上で策定されているか。 ・ 自立支援計画作成後に関係職員に周知徹底されているか。 ・ 定期的な見直し（評価）をしているか。（少なくとも1年に1回は見直しを実施しているか。） 	<p>児童養護施設等における入所者の自立支援計画について（H17.8.10雇児福発第0810001号）施設指導監査事項（1）－第1－1</p>	<p>○ 子ども自立支援計画ガイドラインや県児童福祉施設職員研究会の「入所時児童自立支援計画票書式の統一について」等を参考にして、入所児童等の個々の状況等を十分に踏まえた計画となるよう、検討してください。</p> <p>○ 自立支援計画は関係機関等との協議内容を含め作成してください。</p> <p>○ 自立支援計画は児童自身の意向を踏まえ作成してください。</p> <p>○ 自立支援計画は児童の健やかな成長や発達を支援するための計画としてください。</p> <p>○ 自立支援計画の作成等にあたり、適切な助言指導を受けられる環境設定に努めてください。</p> <p>○ 自立支援計画策定時には、入所児童等の意向等を勘案し、職員間で十分に検討してください。</p> <p>○ 作成した自立支援計画は職員間で周知徹底を図ってください。</p> <p>○ 作成した自立支援計画は、定期的に評価等を行うとともに、見直しを行ってください。</p>	<p>・ 自立支援計画作成に当たり、入所児童等の個々の状況等を十分に踏まえた計画となっていない。</p> <p>・ 自立支援計画作成に当たり、関係機関等との協議が行われていない。</p> <p>・ 自立支援計画作成に当たり、児童の意向を踏まえていない。</p> <p>・ 自立支援計画作成に当たり、健やかな成長を支援するための計画となっていない。</p> <p>・ 自立支援計画作成に当たり、適切な助言指導を受けられる環境が設定されていない。</p> <p>・ 自立支援計画作成に当たり、職員間での十分な検討がなされていない。</p> <p>・ 作成した自立支援計画の職員間での周知がなされていない。</p> <p>・ 作成した自立支援計画の定期的は評価、見直しが行われていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>県ホームページ公表文例</p>
<p>4 処遇記録等の整備</p> <p>(1) 入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条</p> <p>施設指導監査事項（1）－第1－1</p>	<p>○ 入所している児童の支援の状況を明らかにする帳簿を整備してください。</p>	<p>・ 児童の支援状況を明らかにする帳簿が整備されていない。 ※一部不十分な場合はB</p>	<p>A</p>	<p>入所児童の支援に関する書類の整備状況に不備がありました。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護日誌（寮日誌・業務日誌等）を備えているか。 ・ ケース記録（行動記録、健康管理等）が整備されているか。 ・ 記録者が明確になっているか。 ・ 施設長、管理職等の確認がみられるか。 ・ 実施機関関係書類、ケース記録、健康記録等児童に関する記録を適切に綴り、個別にまとめて保管しているか。 	<p>指導</p> <p>指導</p> <p>指導</p>	<p>○ 寮日誌等は、日々の支援状況等がわかる記載となるよう検討してください。</p> <p>○ ケース記録は、日々の支援状況等がわかる記載となるよう検討してください。</p> <p>○ 記録者が明確になるよう留意してください。</p> <p>○ 施設長等の確認を得るようにしてください。</p> <p>○ 入所児童等のケース記録等は、支援の状況等を把握するうえで重要な資料となること、また、個人情報保護の観点も踏まえて適切に保管する体制や仕組みを検討してください。</p>	<p>・ 支援状況等がわかる記録となっていない。</p> <p>・ 支援状況等がわかる記録となっていない。</p> <p>・ 記録者が明確になっていない。</p> <p>・ 施設長等の確認が行われていない。</p> <p>・ 各種記録等が適切に保管されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
<p>5 事故発生時の対応</p> <p>※ リスクマネジメントの観点から、事故の検証を行い事故防止に結びつけるためにも事故の状況をまとめた記録が必要である。記載内容としては、事故が起きた時の具体的な状況、施設側や医療機関等の対応、経過、家族・関係機関への連絡、未然防止策を記載してあることが望ましい。</p>	<p>「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」</p>				

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<ul style="list-style-type: none"> 事故報告書は作成されているか。 ※ 事故やけが等をした時の対応は、速やかに医療機関等に連れて行くなど適切な対応をするとともに保護者等への連絡も迅速に行うなど誠意ある対応が求められる。 迅速に医療機関等で対応したか。 家族、関係機関等への連絡は速やかに行ったか。 ※ 事故の再発を防止するために、事故が起きた事例などに対して、未然防止策を会議等で検討し、防止策を講じる必要がある。 事故の防止策が図られているか。 	<p>児童養護施設等における事故等の取扱要領（神奈川県 平成20年10月1日施行）</p> <p>児童福祉施設における事故防止について（S46.7.31児発第418号）</p> <p>児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日 雇児総発第402号）</p>	<p>○ 事故が発生した際は、速やかに事故報告書を作成してください。また、事故報告書には、事故の状況、対応、経過、保護者、関係機関等への連絡状況、再発防止策について記載できるようにしてください。</p> <p>○ 事故が発生した場合は、速やかに医療機関等への対応を図ってください。</p> <p>○ 事故が発生した場合は、速やかに保護者等へ連絡してください。</p> <p>○ 次の事項について、事故の未然防止の観点から改善を図ってください。 (ア) △△△ (イ) □□□</p>	<p>・ 事故報告書が作成されていない。 ※一部未作成又は記載内容が不十分の場合はB</p> <p>・ 事故発生後、医療機関等への対応が図られていない。 ※状況に応じA</p> <p>・ 事故発生後、保護者等への連絡がおこなわれていない。 ※状況に応じA</p> <p>・ 構造的な不具合について、改善が図られていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>事故が発生した際に○○を行っていない事例がありました。</p> <p>事故発生後の対応に改善すべき点がありました。</p> <p>事故発生後の対応に改善すべき点がありました。</p>
<p>6 預り金（小遣い等）の取扱い</p> <p>(1) 日常の預り金（小遣い）の取扱いは適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 預り金依頼書が、本人又は親権者、後见人若しくは代理人から提出されているか 預り金の管理は、個人別となっているか。 現金保管額が高額となっていないか。 預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別々に定められているか。 預り金の収支状況は、施設長により定期的に点検されているか。 預り金の払出し時は、利用者から払出し依頼票及び受領書を徴しているか。また、利用者から受領印を徴することが困難な場合は、複数職員立会のもと、授受がなされているか。 預り金の収支残高を定期的に利用者、必要に応じて家族等に報告しているか。 	<p>指導</p>	<p>○ 預り金の取扱いが適切に行われていないので改善してください。</p> <p>① 預り金依頼書が適正に管理されていないので改善してください。</p> <p>② 預り金の管理が個人別となっていないので、改善してください。</p> <p>③ 預り金の現金保管額が高額となっている（事例がある）ので、必要最小限の額となるよう改善してください。</p> <p>④ 預金通帳と印鑑の保管管理は別の者が行うよう改善してください。</p> <p>⑤ 施設長による利用者等預り金の収支状況の確認を実施してください。</p> <p>⑥ 利用者等の預り金の取扱いについて、定められた方法により、適切に実施してください。</p> <p>○ 預り金の収支残高について、定期的に利用者必要に応じて家族等に報告してください。</p>	<p>①～⑥全てが行われていない。</p> <p>・ 預り金依頼書が適正に管理されていない。</p> <p>・ 預り金の管理が個人別となっていない。</p> <p>・ 預り金の現金保管額が必要最小限となっていない。</p> <p>・ 預金通帳と印鑑の保管管理を同一の者が行っている。</p> <p>・ 預り金収支状況の施設長確認が行われていない。</p> <p>・ 預り金の取扱い体制に改善すべき点がある。</p> <p>・ 利用者等への報告が行われていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。</p>

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預り金規程が整備されているか。 ・ 預り金規定に基づいた取扱いとなっているか。 	<p>指導</p> <p>指導</p>	<p>○ 預り金規程を作成してください。</p> <p>○ 預り金規程と実態が相違しているのを、是正してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預り金規程が作成されていない。 ・ 預り金規程に沿った対応になっていない。 	<p>C</p> <p>C</p>	
<p>入所している児童に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第1条</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるものをその他財産と区分しているか。 	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第1条</p> <p>民法第830条第1項</p>	<p>○ 給付金をその他の財産と区分してください。</p>	<p>給付金をその他の財産と区分していない。</p>	<p>A</p>	<p>預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。 	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第1条</p> <p>民法第830条第1項</p>	<p>○ 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いてください。</p>	<p>児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。</p>	<p>A</p>	<p>預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。</p>

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<ul style="list-style-type: none"> 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。 	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第1条</p> <p>民法第830条第1項</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第1条</p> <p>民法第830条第1項</p>	<p>○児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備してください。</p> <p>○児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させてください。</p>	<p>児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。</p> <p>児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。</p> <p>預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました。</p>
<p>7 食事</p> <p>(1) 献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</p> <p>(2) 食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）についての配慮がされているか。 <p>(3) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 嗜好、残食調査、検食が実施されているか。 	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の2</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の3</p> <p>児童福祉施設事項第1-1-共-（5）</p> <p>児童福祉施設事項第1-1-共-（4）</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条4項</p> <p>施設指導監査事項（1）-第1-1（3）イ</p>	<p>○入所児童等の健全な発育に必要な栄養量が提供でき、変化に富んだ献立になるよう検討してください。</p> <p>○乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮してください。</p> <p>○乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していないので、配慮するようにしてください。</p> <p>○給食日誌、脱脂粉乳の受払状況を適切に記録してください。</p> <p>○献立を作成してください。</p> <p>○嗜好調査等を実施し、献立に反映させてください。</p>	<p>・健全な発育に必要な栄養素等が提供できる献立になっていない。</p> <p>・乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮していない。</p> <p>・乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していない。</p> <p>・給食日誌、脱脂粉乳の受払状況を適切に記録していない。</p> <p>・献立が作成されていない。</p> <p>・嗜好調査等が実施されていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>児童にあわせた食事の提供に配慮が必要な点がありました。</p> <p>献立が未作成でした。</p>

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<ul style="list-style-type: none"> 給食は、児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤である。また生活習慣病の予防には子どもの頃からの正しい食習慣が重要であると考えられている。そのため、正しい食習慣形成に向けた取り組みが重要であると考えられる。食事摂取基準を参考にし、子どもの生活状況や1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案すること。 	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（H27.3.31 雇児母発0331第1号）	○子どもの栄養状態等に応じた給与栄養量が確保できるように献立作成を行ってください。	・子どもの栄養状態等に応じた給与栄養量を確保していない。	A	給与栄養量が確保されていませんでした。
<ul style="list-style-type: none"> 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 	施設指導監査事項（1）－第1－1（3）エ	○食事時間を、家庭生活に近い時間となるよう検討してください。	・食事時間が、家庭生活に近い時間になっていない。	B	
<ul style="list-style-type: none"> 保存食及び原材料は、2週間保管されているか。 	施設指導監査事項（1）－第1－1（3）オ	○給食原材料（又は、及び調理済み食品）は、確実に保存してください。 ※状況によって→Bまたは現地指導	・給食原材料等が保存されていない。	A	給食原材料（及び調理済み食品）の保存に不十分な点がありました。
<ul style="list-style-type: none"> 害虫駆除が半年に1回実施され、実施記録が保管されているか。 	児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について	○害虫等の駆除は半年に1回行ってください。	・害虫駆除対応がなされていない。	B	
<ul style="list-style-type: none"> 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 	児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について	○調理従事者の検便は月1回以上実施してください。	・調理従事者の検便が毎月なされていない。	B	
<ul style="list-style-type: none"> 検便は毎月（赤痢菌、O-157、サルモネラ菌）実施されているか。 	児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について	○調理従事者で検便が未実施職員がいたので、必ず実施してください。 ○調理担当職員の検便について、○○の項目が毎月実施していなかったので、毎月実施してください。（サルモネラ、O-157、赤痢菌）	・調理従事者の検便が未実施の職員がいる。 ・調理従事者の検便の項目が不足している。	A B	検便が未実施の職員がいました。
8 入浴 (1) 入所している者を入浴させ、又は清拭しているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の3項	○代替日を設ける等、週2回以上の入浴又は清拭が実施できるようにしてください。	・入浴が適切に実施されていない。	A	入浴等の回数が不十分な事例がありました。
9 健康管理 (1) 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健法に規定する健康診断に準じて行っているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条	○児童福祉施設最低基準に基づき、児童の入所時（年2回の定期、臨時）健康診断を実施してください。（全く実施していない場合）	・児童の入所時（年2回の定期、臨時）健康診断が適切に実施されていない。	A	児童の入所時（年2回の定期、臨時）健康診断が未実施でした。
<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果の記録、整理・保管が適切に行われているか。 	施設指導監査事項（2）－第1－1（共通事項）（2）	○健康診断の結果の記録、整理・保管を適切に行ってください。 ○児童の定期健康診断は年2回実施してください。	・結果の記録、整理・保管が適切に行われていない。 ・児童の定期健康診断の回数が不足している。	B A	児童の定期健康診断の回数に不足がありました。

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
(2) 児童養護施設には、嘱託医を置いているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第57条	○ 嘱託医を配置してください。	・ 嘱託医が配置されていない。	A	嘱託医等の配置が不足している点がありました。
(3) 乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医を置かなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条	○ 医師又は嘱託医を配置してください。	・ 嘱託医等が配置されていない。	A	嘱託医等の配置が不足している点がありました。
・ 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。	施設指導監査事項(2)－第1－1〔共通事項〕(2)	○ うつ伏せに寝かせるなど睡眠時の対応に留意すべき点がありました。	・ うつ伏せに寝かせるなど睡眠時の対応に留意すべき点がある。	A	乳幼児の睡眠時の対応に留意すべき事例がありました。
		○ 乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状況の観察してください。	・ 乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態の観察をしていない。	A	乳幼児の睡眠時の観察に留意すべき点がありました。
		○ 乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態を観察していない時間帯があるので、観察してください。	・ 乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態を観察していない時間帯がある。	A	乳幼児の睡眠時の観察に留意すべき点がありました。
		○ 乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状況の観察に一部不適切な面があるので、改善してください。	・ 乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状態の観察に一部不適切な面がある。	B	
10 関係者との連携					
(1) 乳児院の長は、乳児の保護者及び必要に応じ当該乳児を取り扱った法第11条第1項に規定する児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条	○ 乳児の養育に当たっては、保護者や関係機関等と密接に連絡をとり、協力を求める等、対応に配慮してください。	・ 乳児の養育に当たって、保護者等との密接な連携を図っていない。	B	
(2) 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たっているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第65条	○ 入所児童の支援に当たっては、学校や関係機関等と密接に連携して、入所児童の指導及び家庭環境の調整が図られるよう配慮してください。	・ 入所児童の支援に当たって、関係機関等との密接な連携を図っていない。	B	
11 入所者の生活環境等の整備					
(1) 児童福祉施設の構造設備は採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第5項	○ 入所児童等の保健衛生や危害防止のため、生活環境等について整備してください。	・ 生活環境等の整備が適正に行われていない。 ※状況によってA	B	入所児童等の生活環境等について、整備が必要な点がありました。
12 適切な処遇の確保					
(1) 児童の意見を表明する機会が十分確保されているか。	施設指導監査事項(2)－第1－1〔児童入所施設〕(1)	○ 児童会等の児童の意見を聞く機会の設定を検討するとともに、入所児童等の意見表明の機会を設け、児童等の権利擁護に配慮してください。	・ 児童の意見を聞く機会を設けていない。 ※状況によってA	B	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
(2) 施設職員等は、入所中の児童に対し被措置児童等虐待その他被措置児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をしていないか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条 児童福祉法第33条の11	○ 入所児童等に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び児童福祉法第33条の11に基づき、虐待等の不適切な対応を二度と起こさないような取組みをしてください。	・ 入所児童等に対する支援が適切に行われていない。	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
(3) 児童福祉施設の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する利用者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しているか。	児童福祉法第44条の3	○入所児童の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行してください。	・入所児童等に対する支援が適切に行われていない。	A	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
(4) 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条	○入所児童等に対し、児童福祉施設最低基準第9条の3に基づき、懲戒権の濫用等の不適切な対応を二度と起こさないような取組みをしてください。 ○児童の権利擁護に関する施設内研修を実施してください。	・入所児童等に対する支援が適切に行われていない。 ・入所児童等の権利擁護に関する取組みが行われていない。	A B	入所児童等の支援に改善が必要な事例がありました。
(5) 生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行われているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第60条	○入所児童等に対する生活指導は、基本的な生活習慣の確立とともに豊かな人間性や社会性を養うことを十分に考慮し、対応してください。	・入所児童等に対する生活指導が適切に行われていない。	B	
(6) 職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行われているか。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第61条3項	○入所児童等に対する職業指導は、勤労の基礎的な能力や態度の育成とともに、自立支援の観点も考慮して、対応してください。	・入所児童等に対する職業訓練が適切に行われていない。	B	
・ 高校進学等の対応は、適正に行われているか。	養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について（平成元年4月10日 児発第265の6）	○高等部進学等について、入所児童の意見の尊重や関係機関との連携を図りながら、適正な対応となるよう十分に配慮してください。	・高等部進学等について、児童の意見等に十分配慮した対応がなされていない。 ※状況によってA	B	
・ 退所後の児童のアフターケアは適切に行われているか。	児童養護施設運営指針	○施設退所後のアフターケアについて、18歳未満の児童に限らず、貴施設を退所した児童に対し必要な援助を行ってください。	・施設退所後のアフターケアが適切に行われていない。	B	
13 業務の質の評価等 ・ 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第33条	○乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。	乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていない。	B	

指導基準（施設編 IV 児童養護施設利用者関係）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の観点	評価	県ホームページ公表文例
<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第63条	○ 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ってください。	児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていない。	B	
14 その他 ○ 特定個人情報等の安全管理措置を講じているか。	平成27年12月11日子ども家庭課事務連絡「個人番号記載書類等取扱要領（見本）の送付」 平成27年12月17日厚生労働省各局事務連絡「施設等における特定個人情報の取扱いについて」		<ul style="list-style-type: none"> 個人番号記載書類等取扱要領を整備しているか。 個人番号記載書類等管理簿を整備しているか。 	C	

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
V 保育所利用者関係—適切な利用者処遇の確保					
1 保育所全体の運営					
<p>(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</p> <p>① 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して保育所の長が定めていなければならない。</p> <p>② 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況を考慮して保育所の長が定めていなければならない。</p> <p>③ 市町村との委託契約で入所児童の年齢等を決めている。</p> <p>④ 保育所の長は、前項の規定により開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議しなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>⑤ 保育所は、日々保護者の委託を受けて保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であり、正当な理由がなく休所又は一部休所しないこと。</p>	<p>県条例第47条 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1〔保〕(1)</p> <p>県条例第47条第2項 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1〔保〕(1)</p> <p>監査通知別紙1-2 (2) 第1-1〔保〕(2)</p> <p>県条例第47条第3項 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1〔保〕(1)</p> <p>児福法第39条 県条例第47条 監査通知別紙1-2(2)第1-1〔保〕(1)</p>	<p>○保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、保育時間を定めてください。</p> <p>○保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況を考慮して定めてください。</p> <p>○市町村の委託に反して入所児童の年齢制限を行っているので、改善してしてください。</p> <p>○保育所の長は、開所時間を定めようとするときは、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議してください。</p> <p>○変更するときも、同様に協議してください。</p> <p>○正当な理由がなく休所又は一部休所しているの、改善してください。</p>	<p>・保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して保育時間を定めていない。</p> <p>・地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況を考慮して開所時間を定めていない。</p> <p>・市町村の委託に反して入所児童の年齢制限を行っている。</p> <p>・開所時間を定める際に、あらかじめ、当該保育所の所在地の市町村長と協議していない。</p> <p>・変更の協議をしていない。</p> <p>・正当な理由なく休所又は一部休所している。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>年齢の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p> <p>保育時間（開設日）の設定等に、改善が必要な点がありました。</p>
2 利用者処遇の計画					
(1) 全体的な計画の作成					
<p>① 保育所は、保育所保育指針の1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成しなければならない。</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成しなければならない。</p>	<p>県条例第48条 保育指針第1章第3(1)ア</p> <p>保育指針第1章第3(1)ウ</p>	<p>○保育所保育指針に基づいた保育の計画のうち、保育の基本となる全体的な計画を作成してください。</p> <p>○保育の計画のうち全体的な計画が不十分なので、適切に作成してください。</p> <p>○全体的な計画は保育所が各々の実態に即して工夫して作成してください。</p>	<p>・保育所保育指針に基づいた保育の計画のうち、保育の基本となる全体的な計画を作成していない。</p> <p>・保育の計画のうち全体的な計画を適切に作成していない。</p> <p>・全体的な計画が保育所が各々の実態に即して工夫して作成していない。(例：内容等が保育雑誌等の記載例のままの書類である。)</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>全体的な計画が未作成でした。</p>
(2) 指導計画の作成					

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
① 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	保育指針第1章3(2)ア	○短期的な指導計画、長期的な指導計画を作成してください。	・短期的な指導計画、長期的な指導計画が作成されていない。(例：年、数カ月単位の期・月など長期的な見通しを示すものと、それを基に更に子どもの生活に即した週・日などの短期的な予測示すものとを保育所の実情に合わせて作成し、それらを組み合わせて用いていない)	A	
② 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	県条例第48条 保育指針第1章3(2)イ(ア)	○3歳未満児の指導計画について、個別的な指導計画を作成してください。 ○3歳未満児の指導計画について、個別的な指導計画が不十分なので、改善してください。	・3歳未満児について、個々の指導計画を作成していない。 ・一部の子どもの指導計画が作成されていない。 ・指導計画に評価、反省がされていない。	A B	指導計画の作成に留意すべき点がありました。
③ 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。	保育指針第1章3(2)イ(イ)	○3歳以上児の指導計画について、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮した指導計画を作成してください。	・3歳以上児の指導計画について、個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮した指導計画を作成していない。	A	指導計画の作成に留意すべき点がありました。
④ 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	保育指針第1章3(2)イ(ウ)	○異年齢の編成による保育の指導計画を作成してください。	・異年齢の編成による保育の指導計画を作成していない。	B	
⑤ 障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	保育指針第1章3(2)キ	○障害のある子どもの保育について家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ってください。	・障害のある子どもの保育について家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図っていない。	B	
⑥ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にす適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。	保育指針第1章3(2)ウ	○指導計画においては子どもが主体的に活動できるようにしてください。	・子どもが主体的に活動できるような指導計画でない。	B	
⑦ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	保育指針第1章3(2)カ	○長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けてください。	・長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けていない。	B	
(3) 指導計画に基づく保育の実施					
① 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。	保育指針第1章3(3)ア	○職員の協力体制による保育の展開を行ってください。	・職員が、協力、連携した保育を行っていない。(時間帯による連携、専門性や職種の異なる職員の連携等ができていない)	B	
② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。	保育指針第1章3(3)イ	○子どもの変化に応じた活動の柔軟な展開を行ってください。	・豊かな体験が得られるように援助していない。	B	
③ 子どもが主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	保育指針第1章3(3)ウ	○子どもが主体的な活動を促す保育士等による多様な援助を行ってください。	・保育士の援助が一律なものになっている。	B	
(4) 指導計画の活用評価・改善					

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
① 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価をすることを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	県条例第48条 保育指針第1章3(4)ア(ア)	○保育士等による保育の内容等の自己評価が行われていないので、改善してください。	・保育士等による保育の内容等の自己評価が行われていない。	A	保育内容の自己評価が実施されていませんでした。
保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮する。	保育指針第1章3(4)ア(イ)	○保育士等による保育の内容等の自己評価が不十分なので、改善してください。	・保育士等による保育の内容等の自己評価が不十分である。	B	
保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。	保育指針第1章3(4)ア(ウ)	○保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行ってください。	・保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B	
② 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	県条例第50条 保育指針第1章3(4)イ(ア)	○保育所による自己評価が行われていないので、改善してください。	・保育所による自己評価が行われていない。	A	保育所による自己評価が実施されていませんでした。
保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むこと。	保育指針第1章3(4)イ(イ)	○保育所による自己評価が不十分なので、改善してください。	・保育所による自己評価が不十分である。	B	
設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くこと。	保育指針第1章3(4)イ(ウ)	○保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞いてください。	・保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞いていない。	C	
保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。	保育指針第1章3(5)ア	○評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善が図られていないので、改善してください。	・評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善が図られていない。	B	
保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むこと。					
3 入所児童の発達に応じた適切な保育					
(1) 人権に配慮して、利用者に対して平等に接しているか。					
① 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。	県条例第9条 保育指針第2章4(1)オ	○子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにしてください。	・児童に対して、差別的な対応をしている事例がある。	A	児童の支援について、改善が必要な事例がありました。
子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。	保育指針第1章1(5)ア	○子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行ってください。	・児童の人権への配慮や互いに尊重する心を育てるようしていない。	B	
子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な意識を植え付けることのないように配慮すること。	保育指針第2章4(1)カ	○性差への観念や意識に配慮してください。	・性差への観念に配慮していない。	B	

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>② 子どもに身体的な苦痛を与え、人格を辱めることがないようにすること。</p>	<p>県条例第10条 保育指針第1章1(5)ア</p>	<p>○子どもに身体的な苦痛を与え、人格を辱めることがないようにしてください。</p>	<p>・子どもに身体的な苦痛を与え、人格を辱めることがないようにしていない。</p>	A	<p>児童の支援について、改善が必要な事例がありました。</p>
<p>③ 障がい者を理由とする差別の禁止</p> <p>障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> <p>不当な差別的な取扱いの禁止</p> <p>合理的配慮に努めているか。</p>	<p>障がい者差別解消法 障がい者差別解消法福祉事業者向けガイドライン</p>	<p>○正当な理由なく、不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害しているのではありません。</p> <p>○利用者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めてください。</p>	<p>・不当な差別的な取扱いをすることにより、利用者の権利利益を侵害をしている。</p> <p>・個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないにも関わらず合理的配慮を行っていない。</p>	A	<p>利用者の支援について、改善が必要な事例がありました。</p>
<p>(2) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p>				B	
<p>① 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張と解放等の調和を図ること。</p>	<p>保育指針第1章3(2)エ 県条例第48条</p>	<p>○一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張と解放等の調和を図るよう配慮してください。</p>	<p>・一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張と解放等の調和を図るよう配慮していない。</p>	B	
<p>② 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないようにすること。</p>	<p>保育指針第1章3(2)オ</p>	<p>○子どもが午睡等の適切な休息をとれるように配慮してください。</p> <p>○子どもの安全な睡眠環境を確保してください。</p> <p>○子どもの睡眠時間等が一律とならないように配慮してください。</p>	<p>・午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>・安全な睡眠環境を確保しているか。</p> <p>・睡眠時間等が一律とならないよう配慮しているか。</p>	B	
<p>③ 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていること。</p>	<p>保育指針第3章1(2)ア</p>	<p>○子どもの健康に関する保健計画を作成してください。</p>	<p>・保健計画が作成されていない。</p>	A	<p>保健に関する計画が未作成でした。</p>
<p>④ 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p>	<p>保育指針第3章1(1)ア</p>	<p>○子どもの健康状態を観察してください。</p>	<p>・子どもの健康状態を観察していない。</p>	A	<p>児童の健康状態の観察に留意すべき点がありました。</p>
<p>⑤ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘔吐医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>保育指針第3章1(3)ア</p>	<p>○保護者等への連絡を行っていないので、改善してください。</p> <p>○保護者等への連絡が行われていない事例があるので、改善してください。</p> <p>○保護者等への連絡が遅れているので、改善してください。</p>	<p>・保護者等への連絡を行っていない。</p> <p>・保護者等への連絡を一部行っていない。</p> <p>・保護者等への連絡が遅れている。</p>	A B B	<p>体調不良時の対象に留意すべき点がありました。</p>

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑥ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>⑦ 登所時に家族等から健康状態について、観察するとともに当日の健康状況に応じた保育内容とする。保護者から子どもの状況について報告を受けるようにする。</p> <p>⑧ 乳幼児における歯科保健の重要性を考慮し、最低基準に定める職員のほかに、嘱託歯科医を設置する必要がある。</p> <p>(3) 保育の内容は適切か。</p> <p>① 保育所保育指針に基づいた保育を実施する。</p> <p>② 保育時間中に付加的サービスとして希望者に提供している有料のプログラムの実施にあたっては、その内容を保育計画に位置づけるとともに、必ず実施場所に保育士が同行する。また、費用は保護者が保育所に納めること。</p>	<p>保育指針第3章 1 (1) イ</p> <p>県条例第49条</p> <p>歯科医設置通知</p> <p>県条例第48条 保育指針第1章1 (1) イ、第2章 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1[保] (3)</p> <p>児童福祉法第39条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第48条 H29.12.21事務連絡「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項について 2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について 保育所保育指針第1章1 第2章3 (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第12条、13条</p>	<p>○ 嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携がとれていないので、改善してください。</p> <p>○ 嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携が遅れているので (不十分なので)、改善してください。</p> <p>○ 登所時の引継を確実に行ってください。</p> <p>○ 登所時の引継が一部確実でないので、改善してください。</p> <p>○ 健康状態に応じた保育内容となるよう、改善してください。</p> <p>○ 歯科嘱託医を設置してください。</p> <p>○ 歯科健康診断を行ってください。</p> <p>○ 保育所保育指針に基づいた保育を実施してください。</p> <p>○ 保育時間中に付加的サービスとして希望者に提供している有料のプログラムについて、保育の計画に位置付け、保育士が必ず同行してください。(その費用は保護者が事業者へ直接支払っているので、保育所に納めてください。)</p>	<p>・ 嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携がとれていないので、改善してください。</p> <p>・ 嘱託医やかかりつけ医に相談するなどの連携が遅れている (又は不十分である)。</p> <p>・ 登所時の引継を確実に行ってない。</p> <p>・ 登所時の引継が一部確実でない。</p> <p>・ 健康状態に応じた保育内容となっていない。</p> <p>・ 歯科嘱託医を設置していない。</p> <p>・ 歯科健康診断を行っていない。</p> <p>・ 保育所保育指針に基づいた保育を実施していない。</p> <p>・ 有料のプログラムの実施場所に保育士が同行していない。</p> <p>・ 有料のプログラムを保育計画に位置付けていない。</p> <p>・ 有料のプログラムの費用を保護者が事業者へ直接支払っている。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>疾病等の対応に留意すべき事例がありました。</p> <p>登園時の保護者との引継等に不十分な点がありました。</p> <p>歯科嘱託医を設置していませんでした。</p> <p>保育所保育指針に基づいた保育が実施されていませんでした。</p> <p>付加的サービスの運用が不適切でした。</p> <p>付加的サービスの運用が不適切でした。</p> <p>付加的サービスの運用が不適切でした。</p>
<p>4 適切な記録</p> <p>(1) 記録等について適切に行われているか。</p> <p>① 入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。</p>	<p>県条例第18条</p>	<p>○ ・ 児童票を作成してください。</p> <p>○ ・ 児童票の記録が不十分なので改善してください。</p>	<p>・ 児童票を作成していない。 (児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。)</p> <p>・ 児童票が不十分である。 (児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。)</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>児童の処遇を明らかにする記録が未作成でした。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>② 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	<p>保育指針第1章3 (3)エ</p>	<p>○・保育日誌を作成してください。</p> <p>○・保育日誌の内容が不十分なので改善してください。</p>	<p>・保育の過程を記録していない。(日々の記録を通して実践したことを客観化し、指導計画に基づく保育の実践やそこの一人一人の子どもに対する援助が適切であったか振り返り、次の指導計画に反映させていく必要がある。)</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>児童の処遇を明らかにする記録が未作成でした。</p>
<p>5 関係機関との連携</p>					
<p>(1) 市町村、児童相談所等との連携がとられているか。</p>					
<p>① 虐待の疑いのある子どもの早期発見とその家族への適切な対応が生命の危険、心身の障害の発生の防止につながる重要な保育活動であり、適切な対応を図ること。</p>	<p>虐待防止法第5条 保育指針第3章1 (1)ウ</p>	<p>○児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。</p>	<p>・児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していない。</p>	<p>A</p>	<p>虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察していませんでした。</p>
<p>② 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。</p>	<p>虐待防止法第6条 保育指針第4章2 (3)イ</p>	<p>○虐待の疑いのある児童を発見したときは、速やかに市町村、児童相談所に通告してください。</p>	<p>・虐待の疑いのある児童を発見したときに、速やかに市町村、児童相談所に通告していない。</p>	<p>A</p>	<p>虐待の疑いのある児童の市町村等への通告に改善すべき点がありました。</p>
<p>③ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>	<p>児福法25条 保育指針第3章1 (1)ウ</p>	<p>○子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ってください。</p>	<p>・適切に対応していない。 ・関係機関との連携が図られていない。</p>	<p>A</p>	<p>子どもの心身の状態等を観察し、適切な対応を図っていませんでした。</p>
<p>(2) 疾病等への対応</p>					
<p>① 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>	<p>保育指針第3章1 (3)イ</p>	<p>○感染症の予防対策を講じてください。</p> <p>○感染症の予防対策が不十分なので適切に講じてください。</p>	<p>・感染症予防対策を適切に行っていない。</p> <p>・感染症予防対策が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>感染症の予防対策を講じていませんでした。</p>
<p>② 子どもの既往歴及び予防接種の状況を把握し、定期的な予防接種として接種可能なワクチンを保護者に周知すること。</p>	<p>感染症ガイドライン</p>	<p>○入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握してください。</p>	<p>・入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である</p>	<p>B</p>	
<p>③ 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>県条例第13条第2項</p>	<p>○感染症のまん延防止対策を講じてください。</p>	<p>・まん延防止対策を講じていない。</p>	<p>A</p>	<p>感染症のまん延防止対策を講じていませんでした。</p>
<p>④ 乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子どもと集団全体の両方について、健康と安全を確保すること。</p>	<p>感染症ガイドライン</p>	<p>○感染症のまん延防止対策が不十分なので改善してください。</p>	<p>・まん延防止対策が不十分である。</p>	<p>B</p>	
<p>⑤ 保育所では、乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うこと。</p>	<p>感染症ガイドライン</p>	<p>○感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告してください。</p>	<p>・感染症発生時に、地域の医療機関と連携していない。また、保健所等へ報告していない。</p>	<p>A</p>	<p>感染症発生時に地域の医療機関と連携等をしていませんでした。</p>
<p>(3) 小学校との連携はとれているか。</p>					
<p>① 保育所においては、保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。</p>	<p>保育指針第2章4 (2)ア</p>	<p>○保育の記録等に基づいて就学に際した資料を作成してください。</p>	<p>・保育の記録等に基づいて就学に際した資料を作成していない。</p>	<p>A</p>	<p>保育の記録等に基づいた就学に際した資料を作成していませんでした。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>保育所児童保育要録は、最終年度の子どもについて作成すること。作成に当たっては、施設長の責任の下、担当の保育士が記載すること。</p> <p>② 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料を作成し保育所児童保育要録の抄本又は写しを保育所から就学先の小学校の校長へ送付すること。</p> <p>保育所においては、作成した保育所児童保育要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間保存するよう努めること。</p>	<p>保育指針留意事項通知</p> <p>保育指針第2章4(2)ウ 保育指針留意事項通知</p> <p>保育指針留意事項通知 各市町村条例</p>	<p>○保育所児童保育要録は施設長の責任の下、担当保育士が、最終年度の子どもについて作成してください。</p> <p>○子どもの就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付してください。</p> <p>○保育所児童保育要録の原本等を保存期間の間、保育所に保存してください。</p>	<p>・施設長の責任の下、担当保育士が、最終年度の子どもについて作成していない。</p> <p>・子どもの就学に際し、保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付していない。</p> <p>・原本等を保存していない。 ・保存期間を遵守していない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>C</p>	<p>保育所児童保育要録の写しを小学校へ送付していませんでした。</p>
<p>6 健康診断</p> <p>(1) 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。</p> <p>① 最低基準により、入所時、年2回及び臨時の健康診断を学校保健法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>② 子ども の 心 身 の 健 康 状 態 や 疾 病 等 の 把 握 の た め に、 嘱 託 医 等 に よ り 定 期 的 に 健 康 診 断 を 行 い、 そ の 結 果 を 記 録 し、 保 育 に 活 用 す る と と も に、 保 護 者 が 子 ど も の 状 態 を 理 解 し、 日 常 生 活 に 活 用 で き る よ う に す る こ と。</p> <p>③ 定期健康診断を年2回実施していない。</p>	<p>県条例第15条第1項 監査通知別紙1-2(2)第2-(共)(1) 入所時の健康診断について(子家第7204号福監第154号)</p>	<p>○児童福祉施設最低基準に基づき、児童の入所時(年2回の定期、臨時)の健康診断を実施してください。</p> <p>○児童の入所時の健康診断が未実施の事例があるので、改善してください。</p> <p>○児童の入所時の健康診断が遅延して実施している事例があるので、改善してください。</p> <p>○児童の入所時の健康診断の実施方法に一部不適切な事例があるので、改善してください。</p> <p>○児童の定期健康診断は年2回実施してください。</p>	<p>・児童の入所時(年2回の定期、臨時)の健康診断を全く実施していない。 (「入所時とは4月入所及び年度途中入所をいう」以下同じ)</p> <p>・児童の入所時の健康診断が未実施の事例があった。 ・児童の入所時の健康診断は、入所後1か月以内に受診する必要がある。ただし、入所後2か月以内に定期健康診断がある場合は、その定期健康診断を入所時健康診断として兼ねることができる。 ・児童の入所時の健康診断は、年2回の定期健康診断の回数として数えることができる。</p> <p>・上記の期間より後に健康診断を実施している場合は遅延とする。</p> <p>・児童の入所時の健康診断を保護者に依頼していた。</p> <p>・児童の定期健康診断を年2回実施していない。(回数が不足している場合)</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>児童の入所時(年2回の定期、臨時)健康診断が未実施でした。</p> <p>児童の入所時の健康診断が未実施の事例がありました。</p> <p>児童の定期健康診断の回数に不足がありました。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>④ 欠席した児童の対応についても、日程を再設定するなど対応を図らなければならない。</p> <p>⑤ 欠席した児童の定期健康診断が未実施。</p>		<p>○定期健康診断に欠席した児童の対応が図られていないので改善してください。</p> <p>○児童の定期健康診断が未実施の事例があるので、改善してください。</p> <p>○定期健康診断に欠席した児童の健康診断の実施方法に一部不適切な事例があるので、改善してください。</p> <p>○児童の入所時(定期、臨期)健康診断の結果の記録(保管)が適切に行われていないので、改善してください。</p>	<p>・定期健康診断に欠席した児童の対応が図られていない。</p> <p>・欠席した児童の定期健康診断が未実施の事例があった。</p> <p>・定期健康診断に欠席した児童の健康診断を保護者に依頼していた。</p> <p>・結果の記録・整理・保管が適切に行われていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>児童の定期健康診断について欠席者の対応が不十分な事例がありました。</p> <p>児童の定期健康診断が未実施の事例がありました。</p>
<p>7 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮 (1) 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。</p> <p>① 乳幼児期、特に6ヶ月未満児の死亡原因として、元気であった子供が何の前ぶれもなく睡眠中に死亡する乳幼児突然死症候群があり、保育中にも十分注意する必要があります。 この予防には、その危険因子をできるだけ少なくすることが重要であり、特に寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かす。また、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察するよう心がける。</p> <p>② 特に事故が発生しやすい睡眠中の事故防止の注意事項として、乳児は顔が見えるよう仰向けに寝かせ、定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状況を確認する。子どもの発達や健康状態を把握し、それによっては1歳以上であっても仰向けに寝かせる。また、乳児を一人にしないこと、預け始めの時期は特に注意が必要であることを全職員共通の理解とし、協力して、子どもが安心できる睡眠環境を整備する。</p> <p>③ 特に、薬を飲んでいる児童を預かった場合は、最大限の注意を払い、午睡時は2歳以上でもチェックを行うこと。</p>	<p>保育指針第3章3(2)イ 監査通知別紙1-2(2)第2(共)(2)</p> <p>重大事故防止策有識者会議事務連絡 県児童死亡事案検証報告書1 保育事業者への提言(3)</p> <p>県児童死亡事案検証報告書1 保育事業者への提言(3)</p>	<p>○乳幼児の睡眠中の健康状況を観察し、適切な対応をしていないので改善してください。</p> <p>○乳幼児の睡眠中の健康状況の観察に一部不適切な面があるので、改善してください。</p> <p>○0歳児、1歳児の睡眠時チェック表の記録を作成してください。</p> <p>○睡眠時チェック表の記録が不十分なので改善してください。</p> <p>○体調不良で薬を飲んでいる場合は2歳児以上でも睡眠時午睡チェック表の記録を作成してください。</p> <p>○睡眠時チェック表の記録が不十分なので改善してください。</p>	<p>・乳幼児の睡眠中の顔色、呼吸を観察していない。</p> <p>・見守りをする保育者が同じ部屋にいない。</p> <p>・乳児をうつぶせ寝にしている。(医学的な理由を除く)</p> <p>・乳幼児の睡眠中に顔色・呼吸などの健康状況の観察に一部不適切な面がある。</p> <p>・睡眠時チェック表の記録を作成していない。(対策例) ・仰向けに寝かせる。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細やかに観察する。 ・睡眠時には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・子どもを1人にしない(子どもだけにしない) ・保育室は禁煙とする。</p> <p>・睡眠時チェック表の記録が不十分である。(例：確認項目、確認者、確認時間等がない)</p> <p>・睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>・睡眠時チェック表の記録が不十分である。(例：確認項目、確認者、確認時間等がない)</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>乳幼児の睡眠時の対応に留意すべき事例がありました。</p> <p>睡眠チェック表の作成がありませんでした。</p>
<p>8 適切な食事 (1) 調理について</p>					

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
② 保育所や市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制がとられていること。	県条例第45条	<p>○栄養士の指導が受けられるような体制を確立してください。</p> <p>○栄養士の指導が受けられるような体制に一部不適切な面がみられるので、改善してください。</p>	<p>・栄養士の指導が受けられるような体制を確立していない。</p> <p>・栄養士の指導が受けられるような体制に一部不適切な面がみられる。</p>	A B	栄養管理体制について、不十分な点がありました。
(4) 身体的状況及び嗜好を考慮した調理方法か。					
① 食品の種類及び調理方法について栄養や児童の嗜好を考慮したものでなければならず、3歳未満児については、離乳食などをはじめ献立や調理について配慮する必要がある。	県条例第14条第3項 監査通知別紙1-2 (1) 第1-1 (3) ア	<p>○乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮してください。</p> <p>○乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していないので、配慮するようにしてください。</p>	<p>・乳児や幼児にあわせた食事の提供に十分配慮していない。</p> <p>・乳児や幼児にあわせた食事の提供に一部配慮していない。</p>	A B	児童に合わせた食事の提供に配慮が必要な点がありました。
	食育通知	<p>○季節に応じた適温給食、食欲をそそるような食事を提供していないので、改善してください。</p>	<p>・季節に応じた適温給食、食欲をそそるような食事を提供していない。</p>	B	
② 施設長の責任の下、全職員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深め、アレルギー対応に組織的に取り組むこと。	保育指針第3章3 (2) イ アレルギーガイドライン	<p>○アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応ができていないので改善してください。</p> <p>○アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応が不十分なので改善してください。</p>	<p>・アレルギー疾患対策に関する組織的対応ができていない。 (例：医師の診断及び指示に基づいた対応、生活管理指導表の活用、除去食品の誤配や誤食など事故防止及び事故対策、チェック表等の活用、食物アレルギーに関する最新の正しい知識を全職員が共有等ができていない。)</p>	A B	アレルギーに対する組織的対応ができていませんでした。
体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の支持や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	保育指針第3章2 (2)ウ	<p>○体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもへの対応が適切に行われていないので、改善してください。</p>	<p>・体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもへの対応が適切に行われていない。</p>	B	
(5) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。					
① 給食日誌は、食事等の提供や嗜好についても記録する必要がある。	県条例第14条-3項 監査通知別紙1-2 (2) 第1-1 [共] (4)	<p>○給食日誌、脱脂粉乳の受払い状況を適切に記録してください。</p>	<p>・給食日誌、脱脂粉乳の受払い状況を適切に記録してない。</p>	B	
② 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること	食品安全確保通知	<p>○検食を適切に行ってください。</p> <p>○検食の実施方法が不十分なので改善してください。</p>	<p>・検食を適切に行っていない。(食事前に行っているか)</p> <p>・検食の実施方法が不十分である。</p>	A B	検食を適切に行っていませんでした。
③ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。	監査通知別紙1-2 (1) 第1-1 (3) イ	<p>○嗜好調査、残食(菜)調査、検食簿等を適切に記録してください。</p> <p>○嗜好調査、残食(菜)調査、検食の結果等を献立に反映させてください。</p>	<p>・嗜好調査、残食(菜)調査、検食簿等を記録していない。</p> <p>・嗜好調査、残食(菜)調査、検食の結果等を献立に反映させていない。</p>	B B	
(6) 食中毒対策が適切に行われているか。					
① 調理室の出入口、窓、排水口には、そ属(ネズミ)、昆虫の防除設備を設けること。	衛生管理強化通知	<p>○調理室の出入口、窓等に昆虫等の防除設備がないので、改善してください。</p>	<p>・調理室の出入り口、窓等に昆虫等の防除設備がない。</p>	B	

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
調理室の入口には、流水式の手洗い設備又は消毒液(逆性石けん液)を必ず備えること。		○調理室の入口には、流水式の手洗い設備又は消毒液(逆性石けん液)を必ず備えてください。	・調理室の入口には、流水式の手洗い設備又は消毒液(逆性石けん液)を備えていない。	B	
調理室には関係者以外の立ち入りを禁止するほか、調理室専用の履き物を備え、室外のものと区別すること。		○調理室には関係者以外の立ち入りを禁止してください。調理室専用の履き物を備え、室外のものと区別してください。	・調理室には関係者以外の立ち入りを禁止していない。調理室専用の履き物を備え、室外のものと区別していない。	B	
毎月、特別清掃日を設け清掃に努めること。		○毎月、特別清掃日を設け清掃に努めていないので、改善してください。	・毎月、特別清掃日を設け清掃に努めていない。	B	
② 食中毒の原因究明のため、社会福祉施設における保存食は2週間以上保存する必要がある。(原材料及び調理済食品を50gずつ清潔な容器等(ビニール袋等)に密封して入れ、-20度C以下で保存)なお、原材料は洗浄、消毒などは行わず、購入した状態で保存すること。	保存食通知 大量調理施設衛生管理マニュアルII5(3) 監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)オ	○給食原材料(又は、及び調理済み食品)は確実に保存してください。	・給食原材料(又は、及び調理済み食品)を確実に保存してない。 状況によって→B 又は現地指導	A	給食原材料(及び調理済食品)の保存に不十分な点がありました。
③ 食中毒対策が適切に行われているか。	監査通知別紙1-(1)第2(共)(6) 食中毒事故発生防止通知	○食中毒対策を適切に行ってください。	・食中毒対策を適切に行っていない。	A	食中毒対策を行っていませんでした。
④ 給食材料が適切に用意され、保管されているか。	監査通知別紙1-2(2)第2(共)(3)	○給食材料が適切に用意され、保管されていないので改善してください。	・給食材料が適切に用意されず、保管されていない	A	給食材料が適切に用意、保管されていませんでした。
⑤ 調理従業者及び調乳担当職員は、臨時職員を含め月1回以上の検便を受けること。	大量調理施設衛生管理マニュアルII5(4)③	○調理従事者(調乳担当者)の検便を全く実施していないので、毎月実施してください。	・調理従事者(調乳担当者)の検便を全く実施していない。	A	調理従事者等の検便が未実施でした。
		○調理従事者(調乳担当者)の検便が未実施の月があるので、毎月実施してください。	・調理従事者(調乳担当者)の検便が未実施の月があった。	A	調理従事者等の検便の回数が不足していました。
		○調理従事者(調乳担当者)で検便を全く実施していない者がいるので、実施してください。	・調理従事者(調乳担当者)の検便を全く実施していない者がいた。	A	調理従事者等で検便が未実施の者がいました。
		○調理従事者(調乳担当者)で検便を毎月実施していない者がいたので、毎月実施してください。	・調理従事者(調乳担当者)で検便を毎月実施していない者がいた。	B	
検便検査項目に不足がないか。(0157・サルモネラ菌・赤痢菌)	大量調理施設衛生管理マニュアルII5(4)③	○検便検査に0157、サルモネラ菌、赤痢菌の検査項目が含まれていないので、改善してください。	・検便検査に0157、サルモネラ菌、赤痢菌の検査項目が含まれていない。	B	
必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めているか。	大量調理施設衛生管理マニュアルII5(4)③	○検便検査項目でノロウイルスを実施するよう努めてください。	・10月から3月までの間に、月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査の実施に努めていない。	C	

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑥ 加熱せずに喫食する食品(牛乳等を除く。)について、製造加工業者のノロウイルス対策の確認、次亜塩素酸ナトリウム等による殺菌、調理従事者等による健康状態の衛生管理者への報告、衛生管理者による記録や、食中毒が発生した時の原因究明に支障を来さないための試食担当者の限定などの措置を講じているか。</p>	<p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)①</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ1(6)</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)②</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③</p>	<p>○加熱せずに喫食する食品(牛乳等を除く。)について、製造加工業者の衛生管理体制について保健所の監視票等により確認し、ノロウイルス対策を適切に行っているかの確認をしてください。</p> <p>○野菜及び果物を加熱せずに提供する場合に、次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌してください(表皮を除去する場合を除く。)</p> <p>○調理従事者等は、毎日作業開始前に自らの健康状態を衛生管理者に報告し、衛生管理者はその結果を記録してください。</p> <p>○試食担当者の限定など、食中毒が発生した時の原因究明に支障を来さないための措置を講じてください。</p>	<p>・原材料の受入れ・下処理段階における管理において、加熱せずに喫食する食品(牛乳等を除く。)について、製造加工業者の衛生管理体制について保健所の監視票等により確認し、従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っているかの確認をしていない。</p> <p>・野菜及び果物を加熱せずに供する場合に、次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌していない(表皮を除去する場合を除く。)</p> <p>・調理従事者等は、毎日作業開始前に自らの健康状態を衛生管理者に報告すること、衛生管理者はその結果を記録していない。</p> <p>・試食担当者の限定など、食中毒が発生した時の原因究明に支障を来さないための措置が講じられていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
<p>(7) 調理の業務委託</p>					
<p>① 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。 保育所における給食は、発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など安全面・衛生面の確保を図り、保育所が責任を持つて行うことを原則としているが、施設職員による調理と同様の給食の質の確保がされる場合には、給食業務を委託することができる。</p>	<p>監査通知別紙1- (1) 第2 (共) (7) 調理委託通知</p>	<p>○調理の委託業者が児発第86号通知で示されている要件を満たしていないので改善してください。</p>	<p>・調理の業務委託業者が要件を満たしていない。</p>	<p>B</p>	
<p>② 施設内の調理室を使用して調理すること。従って、施設外で調理し搬入する方法は認められない。</p>	<p>調理委託通知</p>	<p>○施設内の調理室で調理していないので、改善してください。</p>	<p>・施設内の調理室で調理していない。</p>	<p>A</p>	<p>調理室で調理がされていませんでした。</p>
<p>③ 国通知に定める施設を行う業務を実施していること。</p>	<p>調理委託通知</p>	<p>○(国通知に定める業務)を行っていないので、改善してください。</p> <p>○(国通知に定める業務)の実施に不十分な面があるので改善してください。</p>	<p>・(国通知に定める業務)を行っていない。</p> <p>・(国通知に定める業務)の実施に不十分な面がみられる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(国通知に定める業務)を行っていませんでした。</p>
<p>④ 受託業者について国通知に定める事項を満たしていること。</p>	<p>調理委託通知</p>	<p>○受託業者について、(国通知に定める事項)を満たしていないので、改善してください。</p> <p>○受託業者について、(国通知に定める事項)を満たしていないので、改善してください。</p>	<p>・受託業者について、(国通知に定める事項)を満たしていない。</p> <p>・受託業者について、(国通知に定める事項)に不十分な面がみられる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>受託業者について、必要な事項を満たしていませんでした。</p>
<p>⑤ 委託契約について、国通知に定める必要事項を定め、明確にしていること。</p>	<p>調理委託通知</p>	<p>○委託契約について(国通知に定める必要事項)がないので、改善してください</p> <p>○委託契約について(国通知に定める必要事項)に不十分な面がみられるので、改善してください。</p>	<p>・委託契約について(国通知に定める必要事項)がない。</p> <p>・委託契約について(国通知に定める必要事項)に不十分な面がみられる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>委託契約について、必要な事項が定められていませんでした。</p>
<p>⑥ 調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。</p>	<p>調理委託通知</p>	<p>○栄養士の指導を受けられるような体制を確立してください。</p> <p>○栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられるので、改善してください。</p>	<p>・栄養士の指導を受けられるような体制を確立していない。</p> <p>・栄養士の指導を受けられるような体制に一部不適切な面がみられる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	
<p>(8) 食事の外部搬入が行われている場合</p>					

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>① 次に掲げる要件を満たす保育所は、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理義務の受託者との契約内容を確保していること。</p> <p>当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。</p> <p>当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者を調理義務の受託者としていること。</p> <p>幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画(乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。)に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>県条例第45条</p> <p>県条例第45条</p> <p>保育所食事提供通知</p> <p>県条例第45条</p> <p>県条例第45条</p> <p>県条例第45条</p>	<p>○ 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理していないので改善してください。</p> <p>○ 規則で定める基準を満たさずに、3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入しているので改善してください。</p> <p>○ 幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあるので、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理義務の受託者との契約内容を確保してください。</p> <p>○ 保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮を行ってください。</p> <p>○ 保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者を調理義務の受託者としてください。</p> <p>○ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じてください。</p> <p>○ 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画(乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。)に基づき食事を提供するよう努めてください。</p>	<p>・ 3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理していない。</p> <p>・ 規則で定める基準を満たさずに、3歳以上児に対して提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。</p> <p>・ 幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあるので、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理義務の受託者との契約内容を確保していない。</p> <p>・ 保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮を行っていない。</p> <p>・ 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し、調理義務を適切に遂行できる能力を有する者を調理義務の受託者としていない。</p> <p>・ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じていない。</p> <p>・ 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画(乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。)に基づき食事を提供するよう努めていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>3歳未満児の食事を外部搬入により提供していた。</p> <p>基準を満たさずに食事を外部搬入により提供していた。</p>
<p>9 事故未然防止の取組</p> <p>(1) 安全管理</p> <p>① 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p>	<p>保育指針3章3(2)ア</p>	<p>○ 児童の事故防止に必要な対策を講じてください。</p>	<p>・ 子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、児童の事故防止に必要な対策を講じていない。</p>	<p>A</p>	<p>児童の事故防止に必要な対策を講じていませんでした。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>	<p>保育指針第3章3(2)イ 監査通知別紙1-2(2)第1-1[保](5)</p>	<p>○児童の事故防止に対する配慮が不十分なので必要な対策を講じてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園内外および散歩時における危険な場所、設備等を把握しているか。 ・園児が行方不明になった場合の対応マニュアル(フローチャート等)を作成しているか。 ・睡眠中の窒息リスクを除去し、安全な睡眠を確保しているか。 ・誤嚥や窒息リスクとなるものを除去しているか。 ・食物アレルギーのある児童には生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 ・園外保育時に連絡体制を確保しているか。 ・園外保育時に複数の保育士が対応しているか。 ・園外保育時の迷子、置き去り防止策を行っているか。 ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底しているか。 ・不審者等の侵入防止のための措置や訓練を行っているか。 <p>等の確認を行っていない場合は指摘とする。</p>	B	
<p>② 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p>	<p>保育指針第3章3(2)ウ 防犯安全確保通知</p>	<p>○外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応が図られていないので改善してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応が図られていない。 	B	
<p>③ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。</p>	<p>保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について(H30.4.27子発0427第1号)</p>	<p>○プール活動、水遊びを行う場合は、監視する者とプール等の指導を行う者を分けて配置してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プール活動、水遊びを行う場合は、監視する者とプール等の指導を行う者を分けて配置していない。 	B	
<p>事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。</p>	<p>保育所水遊び等事故防止徹底通知</p>	<p>○職員間で事前に注意すべきポイントを確認してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員間で事前に注意すべきポイントを確認していない。 	B	
<p>④ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。</p>	<p>保育所水遊び等事故防止徹底通知</p>	<p>○子どもの疾病等の事態に備え、環境を整備し全職員が対応できるようにしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当等について教育の場を設けていない。 ・事故後の緊急事態への対応を整理していない。 ・日常的に訓練していない。 	B	
<p>⑤ 自動車を運行する場合の児童の所在確認 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p>	<p>県条例第12条の4第1項 保育指針第3章3(2)ア 監査通知別紙1-2(2)第1-1[保](5)</p>	<p>○児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認が不十分なので必要な対策を講じてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の乗車及び降車の際に、点呼その他児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認をしていない。 	A	<p>児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認が不十分でした。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>保育所の設置者は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>	<p>県条例第12条の4第2項</p>	<p>○児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の安全装置（国が示す安全装置リストに掲載されているもの）を備えてください。</p> <p>○自動車に備えたブザー等の安全装置を用いて児童の所在の確認を行ってください。</p>	<p>・【送迎】 こどもの出欠確認にあたって、連絡が無くこどもがいない場合、保護者へ確認を取っているか、また、こどもの出欠状況について、職員間で情報共有を行っていない。</p> <p>・【送迎】 こどもの出欠状況等について複数の職員で確認していない。</p> <p>・【送迎】 【園外活動】 乗降時にこどもの人数や名前等の確認を行っていない。</p> <p>・【送迎】 【園外活動】 乗降時に確認された情報を施設・園の担当（担任）職員等に引き継ぎ、こどもの出欠に関わる情報と突合等を行っていない。</p> <p>・【送迎】 【園外活動】 こどもの降車後に車内の見回りを行っていない。</p> <p>・【送迎】 各日、登園・降園それぞれについて記録できる乗車名簿を作成していない。</p> <p>・児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行しているが、当該自動車にブザー等の装置（「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）」に適合する装置のリスト（子ども家庭庁）のもの）を設置していない。</p> <p>・自動車を児童の登園降園に使用せず、園外活動のみに利用している場合は、安全装置の設置義務の対象外。</p> <p>・降車時等に安全装置を用いて児童の所在を確認しているか。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>児童の送迎を目的とした自動車にブザー等の安全装置を備えていませんでした。</p>
<p>(2) 事故未然防止の取組</p> <p>① 事故の再発を防止するために、事故が起きた事例、ヒヤリハットの事例に対して、未然防止策を会議等で検討し、防止策を講じる必要がある。</p>	<p>保育指針第3章3(2)ア</p>	<p>○過去の事故等に対して、話し合いなどにより、検証していないので、改善してください。</p>	<p>・過去の事故等に対して、話し合いなどにより、検証していない。</p>	<p>B</p>	
<p>② 事故やけが等をしたときの対応は速やかに医療機関等に連れて行くなど適切な対応をしているか。</p>	<p>事故防止通知</p>	<p>○事故やけが等をしたときには、迅速に医療機関への対応を図ってください。</p> <p>○事故やけが等をしたときの対応に不適切な面があるので、改善してください。</p>	<p>・事故やけが等をしたときに迅速に医療機関への対応を図っていない。</p> <p>・事故やけが等をしたときの対応に不適切な面がみられる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>事故・けがが発生時等の医療機関への対応が遅れた事例がありました。</p>
<p>②のほか、保護者等への連絡も迅速に行うなどの対応をしているか。</p>	<p>保育指針第3章1(2)ア</p>	<p>○事故やけが等をしたときに保護者への連絡を迅速に行ってください。</p> <p>○事故やけが等をしたときに保護者への連絡に一部不適切な面があるので、改善してください。</p>	<p>・事故やけが等をしたときに保護者への連絡を迅速に行っていない。</p> <p>・事故やけが等をしたときに保護者への連絡に一部不適切な面がみられる。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>事故・けがが発生時等の保護者への連絡に留意すべき事例がありました。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ リスクマネジメントの観点から、事故の検証をして事故防止に結びつけるためにも事故の状況をまとめた記載が必要である。 記載の内容としては、事故が起きたときの具体的な状況、施設側や医療機関等の対応、経過、家族・関係機関への連絡、未然防止策を記載してあることが望ましい。</p> <p>(3) 事故報告</p> <p>① 事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずる。</p> <p>② 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</p>	<p>事故防止通知</p> <p>事故報告通知</p> <p>監査通知別紙1-2 (2) 第1-1【保】(6)</p>	<p>○事故が発生した際は、速やかに事故報告書を作成してください。また、事故報告書には、事故の状況、対応、経過、保護者、関係機関等への連絡状況、再発防止策について記載できるようにしてください。</p> <p>○報告対象となる事故を市町村に速やかに報告してください。</p> <p>○報告対象となる事故に関して、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じてください。</p>	<p>・事故報告書を作成していない。</p> <p>・報告の対象となる重大事故について、市町村等に報告していない。</p> <p>・重大事故の範囲 死亡事故 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故はその後の経過にかかわらず事案が発生した時点で報告 ・報告期限 国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日) 第2報は原則1か月以内程度 状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う</p> <p>・報告対象となる事故に関して、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>事故・けがが発生時等の報告に留意すべき事例がありました。</p>
<p>10 入所者の生活環境等</p> <p>(1) 設備</p> <p>① 児童が明るく、衛生的な環境で利用できる広さ、構造設、設備を整えなければならない。また、常にその設備を向上させなければならない。 構造設備は、採光、換気等利用している児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払わなければならない。 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <p>② 2歳未満の幼児を入所させる保育所</p> <p>③ 必要な面積の確保</p> <p>④ 2歳児以上の幼児を入所させる保育所</p>	<p>県条例第5条5</p> <p>保育指針第3章3(1)ア</p> <p>保育指針第3章3(1)イ</p> <p>県条例第2条、第4条第5条、第44条</p>	<p>○施設設備等生活環境は、適切に確保してください。</p> <p>○乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置してください。</p> <p>○保育に必要な用具を備えてください。</p> <p>○保育に必要な用具が一部不十分であるので、改善してください。</p> <p>○乳児室が乳児1人につき1.65平方メートル以上ないので、改善してください。</p>	<p>・施設設備等生活環境が適切に確保されていない。</p> <p>・乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置していない。</p> <p>・保育に必要な用具を備えていない。</p> <p>・保育に必要な用具が不十分である。</p> <p>・乳児室が乳児1人につき1.65平方メートル以上ない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p>

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>⑤ 必要な面積の確保</p> <p>2階以上に保育室又は遊戯室を設けている保育所</p> <p>⑥ 保育室等が2階にある場合 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く)であること。</p> <p>⑦ 保育室等が3階にある場合 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p> <p>⑧ その他、条例、国通知に定める施設基準を満たしていること。</p>	<p>県条例第2条、第4条第5条、第44条</p> <p>県条例第44条</p> <p>児童福祉施設最低基準通知</p>	<p>○ほふく室が乳児1人につき3.3平方メートル以上ないので、改善してください。</p> <p>○保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも可)、調理室及び便所を設置してください。</p> <p>○保育室又は遊戯室に必要な用具を備えてください。</p> <p>○保育室又は遊戯室に保育に必要な用具が一部不十分なので、改善してください。</p> <p>○保育室又は遊戯室は2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上ないので、改善してください。</p> <p>○屋外遊戯場が2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上ないので、改善してください。</p> <p>○耐火建築物又は準耐火建築物でないので、改善してください。</p> <p>○耐火建築物でないので、改善してください。</p> <p>○〇〇について、施設基準を満たしていないので、改善してください。</p>	<p>・ほふく室が乳児1人につき3.3平方メートル以上ない。</p> <p>・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設置していない。</p> <p>・保育室又は遊戯室に必要な用具を備えていない。</p> <p>・保育室又は遊戯室に保育に必要な用具が不十分である。</p> <p>・保育室又は遊戯室が幼児1人につき1.98平方メートル以上ない。</p> <p>・屋外遊戯場が幼児1人につき3.3平方メートル以上ない。</p> <p>・耐火建築物又は準耐火建築物でない。</p> <p>・耐火建築物でない。</p> <p>・国通知に定める施設基準を満たしていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p> <p>施設・設備等に改善すべき点がありました。</p>
<p>11 職員配置、定員について</p> <p>(1) 適切な職員配置</p> <p>① 職員は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けた者でなければならない。保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務全般を委託する場合は、調理員を置かないことができる。 保育士については、処遇の充実を図るため、下記の職員配置を下回ることはできない。 乳児概ね3人に1人以上 満1歳以上3歳未満児は概ね6人につき1人以上 満3歳以上満4歳未満は概ね20人につき1人以上 満4歳以上は概ね30人につき1人以上 ただし保育所1につき2人を下まわることはできない。</p> <p>② 保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。)が120%以上の状態をいうものであること。</p>	<p>県条例第6条</p> <p>県条例第46条 保母配置基準通知</p> <p>円滑化通知</p>	<p>○職員配置(保育士、嘱託医、調理員)が児童福祉施設最低基準に定める基準を満たしていないので、改善してください。 (調理業務の全部を委託している場合は調理員を置かないことができる。)</p> <p>○保育従事者のうち、保育士が複数配置されていない時間帯があるので、複数の保育士を配置してください。</p> <p>○児童数が定員を超えている状況が恒常的に亘っているため定員の見直し等に積極的に取り組んでください。</p>	<p>・職員配置(保育士、嘱託医、調理員)が児童福祉施設最低基準に定める基準を満たしていない。</p> <p>・保育士が複数配置されていない時間帯がある。</p> <p>・定員の見直しに積極的に取り組んでいない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>職員の配置が不足している点がありました。</p> <p>保育士が複数配置されていない時間帯がありました。</p>

指導基準 (施設編 V 保育所利用者関係)

観点 (基本的な考え方)	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ公表文例
<p>③ 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されているか。</p> <p>(2) 定員を超えた私的契約児</p> <p>① 定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲となっているか。</p>	<p>短時間勤務保育士導入通知</p> <p>円滑化通知</p> <p>監査通知別添1-2-(2) 第1-1(保)-(4)</p>	<p>○常勤の保育士を各組やグループに1名(場合により2名)以上配置してください。</p> <p>○定員を超えて、私的契約児を受け入れているので、解消してください。</p>	<p>・常勤の保育士を各組やグループに1名(場合により2名)以上配置していない。</p> <p>・定員を超えて、私的契約児を受け入れている。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>職員の配置が不足している点がありました。</p> <p>定員管理に改善が必要な点がありました。</p>
<p>12 その他</p> <p>(1) 利用者の様々なニーズに応じるため、待機児童解消のため、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図るためなどに、下記のような保育施策が講じられているが、国通知に応じた基準でなければならない。</p> <p>① 夜間保育所 定員は20名以上であること。</p> <p>仮眠のための設備その他夜間保育所として必要な設備、備品を備えていること。</p> <p>② 既存の施設との併設の場合は、直接児童の保育の用に供する設備については専用でなければならない。ただし、医務室、調理室保育士休憩室及び倉庫等の管理部門並びに便所及び屋外遊戯場については、運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備との共用は差し支えない。 運営費の経理についてあらかじめ費用の按分方法を定め、費用を按分すること。</p> <p>③ 保育園分園 定員は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。</p> <p>(2) 現況報告</p> <p>① 必要な報告が提出されているか。</p>	<p>夜間保育所設置認可通知 夜間保育所設置認可取扱通知</p> <p>分園設置運営通知</p> <p>保育所設置認可通知第一(三)(2)エ 社会福祉法人以外の者による保育所設置に係る現況報告の提出について(次世代育成課長通知)</p>	<p>○定員が20名未満であるので、改善してください。</p> <p>○仮眠のための設備等を整備してください。</p> <p>○夜間保育専用の施設となっていないので、改善してください。</p> <p>○運営費の経理について、あらかじめ費用の按分方法を定め、費用を按分してください。</p> <p>○中心保育園と一体的な運営がされていない場合は、定員は30人未満としてください。</p> <p>○現況報告書を提出してください。</p> <p>○現況報告書を精査し再提出してください。</p>	<p>・定員が20名以上でない。</p> <p>・仮眠のための設備等を整備していない。</p> <p>・夜間保育専用の施設となっていない。</p> <p>・運営費の経理についてあらかじめ按分方法を定め、費用を按分していない。</p> <p>・中心保育園と一体的な運営がされていない場合で定員が30人以上である。</p> <p>・提出されているか。</p> <p>・必要事項が網羅されているか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>定員管理に改善が必要な点がありました。</p> <p>仮眠の設備等が未整備でした。</p> <p>夜間保育に必要な専用の設備が未整備でした。</p> <p>運営費の経理に改善すべき事項がありました。</p> <p>定員管理に改善が必要な点がありました。</p> <p>現況報告書が提出されていませんでした。</p>